

ドイツにおける法定最低賃金導入の政治的意義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横井, 正信 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9529

ドイツにおける法定最低賃金導入の政治的意義

横 井 正 信*

(2015年9月30日 受付)

目次

はじめに

第1章 2009年連邦議会選挙までの経緯

- (1) 最低賃金導入・拡大問題の背景
 - (2) 第1次メルケル大連立政権までの最低賃金導入・拡大議論
- 第2章 第2次メルケル中道右派政権における最低賃金導入・拡大議論

- (1) 2009年連邦議会選挙と第2次メルケル中道右派政権発足時の状況
- (2) 労働者派遣業への最低賃金導入をめぐる議論
- (3) 「賃金の下限」に関するCDU党大会決議
- (4) CDU党大会決議具体化の動きと州側からの圧力の高まり
- (5) FDPの方針転換

第3章 第3次メルケル大連立政権における法定最低賃金の導入

- (1) 2013年連邦議会選挙とメルケル第3次大連立政権の発足
- (2) 協約自治強化法案の具体化をめぐる議論
- (3) 協約自治強化法案の議会審議

結論

はじめに

ドイツ連邦共和国においては、強力な労働組合とそれに対峙する経営者団体による産業別労働協約によって労働条件が決定され、国家は基本的な法的枠組を設定するものの、賃金や労働時間をはじめとした労使関係にはできる限り介入しないという協約自治の伝統が築かれてきた。労使による自主的な労働関係の決定に法律に準じた効力を与えるこのようなあり方はドイツの「社会

*福井大学教育地域科学部地域政策講座

的市場経済」を支える重要な基礎の一つでもあるとされてきた。しかし、1990年代以降の社会経済的な様々な変化のなかで、このような協約自治システムを従来の形で維持することは次第に困難となっていった。この変化を象徴するものが、これまで産業別地域別に労使によって決定されてきた協約賃金に代わって、すべての業種に強制的に適用される法定最低賃金を導入するという問題であった。この問題をめぐる議論は2000年代前半のシュレーダー中道左派政権期に本格化し、労使間だけではなく、第1次メルケル大連立政権、第2次メルケル中道右派政権、第3次メルケル大連立政権と様々な連立形態の歴代政権を通じて、実に10年以上にわたって、諸政党間においても労働市場政策上の主要な争点であり続け、大きな議論を巻き起こしてきた。その点で、ドイツにおいて2015年から法定最低賃金が導入されたことは、同国の協約自治システムの歴史上画期的な変化であり、単なる法制度上の変更にとどまらない重要性を持っていると言える。

本稿においては、これまで筆者が行ってきたシュレーダー政権期及び第1次メルケル大連立政権期に関する分析を踏まえて、2009年連邦議会選挙以降を中心に、この問題に関する諸政党間の議論を分析することを通じて、労働市場政策だけではなく、政党政治の面から見た法定最低賃金導入の持つ意味について明らかにすることを目的としている。

第1章 2009年連邦議会選挙までの経緯

(1) 最低賃金導入・拡大問題の背景

第2次世界大戦後の西ドイツにおいては、ドイツ労働組合同盟（DGB）とドイツ経営者団体連盟（BDA）をナショナル・センターとして産業別に労使団体の組織化が進む一方、国家は労使関係への介入をできる限り避けつつ、労使組織間の全国レベルあるいは地域レベルでの交渉によって締結される労働協約に法規範に準じた位置づけを与えるという「協約自治」の体制が築かれてきた。このような産業別労使組織と協約自治のシステムは、労使が自主的に賃金をはじめとした労働条件を設定することによって労働者を保護する機能を発揮するとともに、経営者側から見ても労働条件の切り下げによる企業間の無秩序な競争を防止するという役割を果たしてきた。⁽¹⁾

しかし、このような産業別労働協約システムは、産業構造や労働形態の変化、労働者の個人主義的傾向の高まり等を背景として、1990年代以降の労組の組織率低下と協約締結率低下という形で危機的な状況に陥りつつあると指摘されるようになった。ドイツの労働組合員数はドイツ統一直後の1991年に1,200万人近くに増加し、労組組織率も36%に達したが、その後急激に減少に転じ、2013年までには組合員数633万人、組織率17.7%とピーク時に比べて半減するに至った。この減少を反映する形で、産業別労働協約を適用される労働者も、1996年時点では旧西ドイツ地域において69%、旧東ドイツ地域において56%であったが、2005年時点では、それぞれ59%及び42%にまで低下した。⁽²⁾

このように産業別労働協約の拘束力が次第に低下し、企業の「協約からの逃避」を通じて労働

条件が悪化することを防止する手段の一つとして、法定最低賃金の導入はかねてから議論の対象となっていたが、2005年のいわゆるハルツ第4法手当導入によって、この問題は改めて大きな争点として浮上した。ハルツ第4法手当制度の下では、失業者に対する再就職先の妥当性基準が緩和され、基本的にあらゆる職に就くことが要請されるという形で低賃金部門への就職圧力が高められた。それに対して、労組や社会民主党（SPD）の一部からは賃金ダンピングが起る可能性が指摘され、そのような事態を阻止するために法定最低賃金を導入しなければならないという議論が再燃した。さらに、もう一つの背景となったのは、2004年にEUに新たに加盟した中・東欧諸国8か国の労働者のドイツへの移動の制限が2009年春に撤廃される予定になっていたことであり（ただし、2008年4月にはこの制限撤廃の実施は2010年末へと延期され、2009年6月にはさらに2011年4月末へと延期された）、この制限撤廃が安価な外国人労働者の大量流入を引き起こし、それが賃金ダンピングにつながる事態を防ぐために、労働者移動の自由化までに賃金の下限を設定しなければならないとする議論へとつながっていった。⁽³⁾

ただし、ドイツにおいては、協約自治システムを補完するために、特定の労働協約に基づいて、その協約に拘束されない労働者も包括する形で業種ごとの最低賃金を導入できる法制度が従来から存在していた。それには、労働協約法、越境労働者派遣法、最低労働条件法という3つの法律に基づく方法があった。そのうち、労働協約法においては、協約に拘束される経営者が当該業種の労働者の50%以上を雇用している場合、労使からの申請に基づいて、連邦労相がその労働協約に規定されている賃金に対して省令によって一般的拘束性を宣言するという形で、当該業種全体に対して拘束力を持つ最低賃金を導入することが可能であった。ただし、その場合には、DGBとBDAの各3人の代表から成る労働協約委員会がその宣言に賛成することと、宣言が公共の利益に合致することという2つの条件が必要であった。

これに対して、越境労働者派遣法は、労働協約法によっては規制できない外国企業がドイツに送り込む労働者にも賃金等の基本的労働条件を適用し、賃金ダンピングを防ぐことを目的として、建設業等を対象として1996年に制定された法律であった。この法律でも、労働協約に基づく最低賃金に対する一般的拘束性を宣言するためには当該労働協約の拘束率が50%以上であることが条件とされていたが、外国企業に雇用されてドイツで働く労働者も適用対象とされた。さらに、1998年には同法の改正が行われ、建設業に関しては労働協約委員会の賛成がなくとも当該業種の労使の意見聴取のみで連邦労相が一般的拘束性を宣言することが可能となった。

このように、労働者の協約拘束率が50%以上である業種においては包括的な最低賃金を導入することが可能であったが、労働協約法の場合にはBDAが拒否権を有しており、越境労働者派遣法の場合にはBDAの拒否権が排除されていることから経営者側が強い警戒感を示し、その適用業種は建設業等一部の業種に限定されていた。これらのことから、実際には一般的拘束力を有する労働協約は2005年時点で労働協約全体の1.8%と極めて少数にとどまっていた。

他方、労働協約の拘束率が50%を下回る組織率の低い業種に対しても、1952年に制定された最

低労働条件法によって最低賃金を導入することが可能であった。この法律は、労使の組織構造と労働協約の拘束力が弱過ぎる場合に、労働者にとって必要な社会的経済的要求を満たすために、国家が補完的に賃金を含む最低労働条件を確定できることを定めていた。その場合、連邦労相が労使との合意の下に最低労働条件とその適用業種を確定することになっていたが、労使の間で交渉の行き詰まりが生じた場合には労働省が省令によって最低条件を確定してよいことになっていた。しかし、同法には労働協約による最低労働条件の確定が優先されることが明記されていたため、実際にこの法律によって最低賃金が導入された例はなかった。⁽⁴⁾

(2) 第1次メルケル大連立政権までの最低賃金導入・拡大議論

このような状況の下で、SPDはシュレーダー政権期に低下した労組からの信頼を取り戻すために、同政権末期に越境労働者派遣法をすべての業種に適用することを中心とした最低賃金導入のための法案を提出したが、労組陣営においても組織率と賃金水準が高い金属産業等とそれらが低い飲食業のような産業では、実際には統一的な最低賃金導入に対する考え方は異なっており、多様な業種に対して具体的にどのような方法で最低賃金を導入するかをめぐって議論は紛糾し、この問題の決着は2005年連邦議会選挙後に先送りされた。

この流れを受けて、2005年連邦議会選挙戦においては、SPDは越境労働者派遣法の適用業種拡大によってすべての業種に労働協約に基づく最低賃金を導入することを目指し、それが実現できない場合には統一的な法定最低賃金導入のための措置をとることを公約した。それに対して、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）は、賃金をはじめとした労働条件については国家が政治的に決定するのではなく、労使が自主的に決定するという協約自治の伝統を尊重すべきであるとして法定最低賃金の導入には強く反対し、最低賃金の導入よりもむしろ低賃金を公的補助によって積み増す「コンビ賃金」の導入を目指すとする立場をとった。⁽⁵⁾

この選挙後に第1次メルケル大連立政権を樹立することになったCDU/CSUとSPDは、連立協定締結時にすでに労働協約法に基づく一般的拘束性を有する協約が存在していた建物清掃業に関しては、越境労働者派遣法を適用することで妥協した。その後、実際に2007年にこの業種に越境労働者派遣法を適用するための法改正が行われた。

他方、それ以外の業種に関しては、法定最低賃金の導入を阻止するとともに、越境労働者派遣法における労働協約委員会の（経営者側の）拒否権を復活させようとするCDU/CSUと、業種ごとの最低賃金をできる限り拡大し、最終的には法定最低賃金の導入を目指すSPD及びDGBとの間で当初激しい意見の対立が見られたが、2007年6月まで続いた長い交渉の結果、以下のような連立与党合意が達成された。⁽⁶⁾

- ・すべての業種に適用される一般的な法定最低賃金は導入しない。
- ・その代わりに、すでに越境労働者派遣法に基づく最低賃金が導入されている建設業、建物清掃業等に加えて、まず合計400～450万人の労働者を雇用する10程度の業種に業種ごとの最

低賃金を導入する。導入は以下の二つ方法で行う。

- ・労働者の50%以上に適用される労働協約が存在する業種の場合には、労使の申請に基づいて越境労働者派遣法を適用する。労働協約委員会が労使の申請を否決したり、採決を行わなかった場合でも、政府は労相の提案に基づいて閣議決定した政令によって、一般的拘束性を宣言することができる。ただし、労働協約委員会が5対1あるいは全会一致で申請を否決した場合には、委員会に拒否権が与えられる。一つの業界に複数の労働協約が存在する場合には、政府は一般的拘束性を宣言するにあたって比較考量基準を示さねばならない。
- ・労働者の50%以上に適用される労働協約が存在しない業種の場合には、最低労働条件法を改正して適用する。この改正法に基づいて、(非党派的委員長、学識経験者及び労使代表から成る)中央委員会が当該業種に対して最低賃金を導入する必要があるか否かを決定し、導入が決定された場合には、(非党派的委員長と当該業種の労使代表から成る)専門委員会が最低賃金額を勧告する。政府は勧告された最低賃金に対して一般的拘束性を宣言する。

この連立与党合意に基づいて、政府は越境労働者派遣法と最低労働条件法の改正に乗り出し、まず2007年末までに郵便サービス業への越境労働者派遣法適用が実現され、それに続いて労働者派遣業界への同法適用が焦点となった。しかし、その際には、BDAやCDU/CSU内で経済界の利益を代表する議員グループから激しい反対の動きが起こった。

確かに、これらの業界においては、労組だけではなく経営者側も、最低賃金の導入によって賃金の安い近隣諸国の企業とのドイツ市場における競争上の立場を維持・改善しなければならないという点では、基本的に考え方が一致していた。しかし、郵便サービス業においては、2008年に予定されていた郵便事業の自由化を前にして、ドイツ・ポストを中心として組織された経営者団体である郵便サービス経営者連盟（AGV）がDGB傘下のサービス産業労組（Verdi）との間で時給9～10ユーロの比較的高い最低賃金を規定した労働協約を締結することによって、国外だけではなく国内の競争相手企業に対しても優位を維持しようとしたため、出版業から郵便事業に進出しようとしていたPinグループやオランダ系企業TNTポストとの間で激しい非難合戦が展開された。Pinグループは、約3万人の労働者を雇用する40以上の企業を代表すると称する新郵便・配達サービス経営者連盟（ANBZ）を結成すると共に、キリスト教労組系の新郵便・配達サービス労組（GNBZ）との間でドイツ・ポストのそれよりも低い最低賃金を規定した労働協約を締結し、その協約に対する一般的拘束性付与の申請を行うことによって対抗しようとした。BDAもドイツ・ポストのようなやり方で競争相手企業を排除しようとすることは違法であると非難した。しかし、連邦政府はそれを押し切る形で2008年1月にドイツ・ポストとVerdiの協約に対して一般的拘束性を付与した。⁽⁷⁾

労働者派遣業においても、大手企業経営者団体であるドイツ労働者派遣業連盟（BZA）と中小企業経営者団体である中小労働者派遣企業連盟（IGZ）はすでにVerdiとの間で最低賃金を規定した労働協約を締結しており、越境労働者派遣法の適用によってそれに一般的拘束性を与えるこ

とを望んでいた。しかし、この業界においても、郵便サービス業の場合と同様に、中小人材派遣企業経営者連盟 (AMP) と派遣労働人材サービス業キリスト教労組 (CGZP) (厳密には傘下の4つの労働組合のための協約を締結した労働協約共同体) がそれよりも低い最低賃金を規定した別の労働協約を締結しており、BZA、IGZ、Verdiの協約に一般的拘束性を与えることに反対していた。このような状況は、保安・警備業においても見られた。同業界では、ドイツ警備保安企業連盟 (BDWS) と DGB 系労組の間の最低賃金交渉が失敗した後、BDWS はキリスト教労組系の公共サービス労組 (GÖD) との間でより低い最低賃金を規定した労働協約を締結しようとした。このように、業種ごとの最低賃金導入問題は、経営者側では企業間の競争、労組側では DGB とキリスト教労組の主導権争いと密接に関連しており、複雑な対立構造となっていた。

2008 年に入ると、労働者派遣業に続いて介護業、保安・警備業、業務用大型クリーニング業、(DGB の運営する) 労働者継続教育業、民間林業、鉱山特殊サービス業、廃棄物処理業の7業種の(必ずしも業界全体を代表していない) 労使から越境労働者派遣法の適用申請が提出され、SPD 幹部でもあるショルツ労相はこれらの業種に越境労働者派遣法を適用するための同法改正に乗り出し、同時に最低労働条件法の改正も推進しようとした。

しかし、キリスト教社会同盟 (CSU) 幹部グロスが閣僚を務める経済省や CDU/CSU の経済政策重視派は、ショルツが DGB 系労組と経営者側との間で締結された労働協約のみを認めようとしていることを理由に、このようなやり方は国家が賃金を規制し、協約自治に介入することになるとして反対した。BDA、ドイツ産業連盟 (BDI)、ドイツ商工会議所 (DIHK)、ドイツ手工業中央連盟 (ZDH) の経済4団体も、業種ごとの最低賃金をさらに拡大するという計画を撤回することを要求する共同声明を発表し、商業企業連盟 (HDE) もそれに同調した。⁽⁸⁾

この問題を解決するために、2008 年春から夏にかけて政府・連立与党内での調整が図られたが、CDU/CSU 側は特に労働者派遣業に対して越境労働者派遣法を適用することに強く反対した。その際、同党は、DGB の主張する高い最低賃金が一方的に導入される恐れがあることに加えて、逆説的ではあるが、この業界の労働者のほとんどがすでに労働協約の適用対象になっていることを指摘した。

その背景は次のようなものであった。すなわち、労働者派遣業を規制するために1972年に制定された労働者派遣法においては、派遣労働者が派遣先企業の正社員と同一賃金を受け取り、同一労働条件を適用されるという「同一労働同一賃金」の原則が規定されていた。⁽⁹⁾ ただし、この原則は「それとは異なった労働協約規定が存在しない限りにおいて」適用されるとされており、実際には2006年時点で労働者派遣企業の95%がこの原則を回避するためにDGBあるいはキリスト教労組との間で協約を締結していた。その結果、この業種の労働者は大部分が労働協約の適用対象となっていた。従って、CDU/CSU 側によれば、この業界においてはすでにほとんどの労働者は(各協約によって額は必ずしも同一ではないものの) 最低賃金によって保護されており、あえて越境労働者派遣法を適用することは、「国家による賃金決定と検閲」に他ならなかった。

これに対して、DGBは労働者派遣業への最低賃金導入と同時に、「同一労働同一賃金」原則の例外規定廃止、派遣期間の制限、同一企業内の派遣労働者の比率の制限を実現することを目指していた。このうち、特に最低賃金の導入と同時に「同一労働同一賃金」原則の例外規定が廃止されれば、必要な時に必要な労働力を正社員よりも安い賃金で雇用することにより、雇用面での柔軟性を確保するという企業にとっての利点が失われるだけではなく、派遣労働者は様々な業種に派遣されることから、事実上最低賃金が多く業種に一気に拡大される可能性があると考えられた。従って、CDU/CSU経済政策重視派は、労働者派遣業へのDGB主導による統一的な最低賃金導入に対して、強い警戒感を示していた。

このような対立から、越境労働者派遣法の適用対象業種をさらに拡大するための同法改正法案と最低労働条件法改正法案の議会への提出はさらに遅れたが、2009年1月には、ようやく妥協が成立した。それによれば、この時点までに労使間で最低賃金についての協約が締結された保安・警備業、介護業、業務用大型クリーニング業、鉱山特殊サービス業、廃棄物処理業、さらに（事実上労組の経営する）継続職業教育業の6業種については、越境労働者派遣法を適用することで合意が成立した。他方、民間林業については、形式上の理由から適用要件を満たしていないとされた。さらに、労働者派遣業については、（平行して議論されていた第2次景気対策パッケージに関してSPDが富裕税の再導入を見送るのと引き換えに）最低賃金の導入を目指す、CDU/CSUの主張も受け入れて越境労働者派遣法の適用を見送り、労働者派遣法に政令による命令権を導入するという形で「協約自治を守りつつ」実質上の最低賃金を導入するという曖昧かつ玉虫色の妥協が図られた。⁽¹⁰⁾

この妥協に基づいて、上記6業種への越境労働者派遣法適用のための同法改正法案と協約拘束率の低い業種に最低賃金を導入するための最低労働条件法改正法案は2009年2月までに連邦議会と連邦参議院において可決成立した。しかし、その際にも、CDU/CSU内からは、経済政策重視派を中心に、CDU/CSUがSPDの立場に接近・譲歩し過ぎているといった批判や、CDU/CSUの経済自由主義的な支持者を自由民主党（FDP）に追いやってしまうといった批判が繰り返された。また、BDAも、両改正法案が可決されたことに対して、「メルケルと（CDU/CSU院内総務）カウダーによる明確な約束と正反対のこと」と非難した。⁽¹¹⁾

その後、2009年8月末には、上記6業種のうち介護業を除く5業種について、労働協約に基づく最低賃金に対して一般的拘束性の宣言を求める申請を認めるか否かについての労働協約委員会における審議が開始された。ただし、保安・警備業からの申請はVerdiではなくキリスト教労組との間で締結された労働協約に基づくものであった。また、介護業に関しては、労働協約委員会ではなく、連邦労働省によって新しく設置される介護委員会が拘束力を持つ最低賃金を審議・勧告することになっていた。この委員会は、（介護業において労働者の約半数を雇用する）カトリック教会及び福音派教会の介護施設の労使代表、Verdi代表、市町村及び民間事業経営者代表8名から成り、教会の自己決定権を確保するために、最低賃金の決定にあたっては委員会で4分の3以上の

賛成が必要であるとされていた。⁽¹²⁾

2009年9月の連邦議会選挙直前に開催された労働協約委員会においては、鉱山特殊サービス業、業務用大型クリーニング業、廃棄物処理業に関しては、労使の申請が認められた。しかし、保安・警備業と継続職業教育業に関しては、委員会の労使代表は対立した。保安・警備業に関しては、労働協約委員会のメンバーであるDGB代表は、この業界の経営者団体であるBDWSがキリスト教労組との間で締結した最低賃金がDGBの主張している時給7ユーロ50セント（ただし、DGBは2010年に入ると要求額を8ユーロ50セントに引き上げた）を明確に下回っていることを理由に、一般的拘束性を与えることに反対した。他方、継続職業教育業に関しては、労働協約委員会の経営者側代表は、申請された労働協約が事実上労組とそれ自身が経営する職業教育企業との内部事業にしか関係しておらず、何ら業種全体の代表性をもった労働協約ではないとして、一般的拘束性を与えることに反対した。⁽¹³⁾

このように、保安・警備業と継続職業教育業に関する労働協約委員会の審議が紛糾する一方で、連立与党は労働者派遣業に最低賃金を導入するための労働者派遣法改正についての交渉を再開した。しかし、同業界においては前述したように複数の労働協約が存在しており、「最も低い協約賃金を下回る賃金のみが許されないことを法的に明確にする」ことを要求するCDU/CSUやキリスト教労組と、DGBを当事者とする協約を基準にした最低賃金を導入しようとする同労組やSPDとの間の対立はまったく解決していなかった。確かに、CDU/CSUは、すでに他の複数の業界において労働協約に基づく最低賃金を導入すること自体は容認しており、2009年秋の連邦議会選挙が近づくなかで、労働者派遣業への最低賃金導入に関する「約束破り」という非難をSPDやDGBから浴びることを避けなければならない立場にあった。しかし、実際にはCDU/CSUにとってDGBの協約を優先させることは、SPDとの関係においてだけでなく、党内の状況からも不可能であった。

こうして、労働者派遣業に最低賃金を導入するための労働者派遣法改正を連邦議会選挙までに行うことは事実上不可能となり、この問題の解決は選挙後に先送りされることになった。また、保安・警備業と継続職業教育業については越境労働者派遣法は適用されたものの、これらの業種の労使からの申請は労働協約委員会において合意を得ることができなかった。

他方、この間、労働協約の拘束率が50%を下回る業種に最低賃金を導入するために改正された最低労働条件法に基づいて設置された中央委員会も、連邦議会選挙直前の2009年9月半ばからコールセンター業への最低賃金導入について審議を開始した。しかし、経営者側委員に就任したBDA会長フントは、現状では「社会的歪み」の恐れのある業種は存在しないと、協約拘束率が低いコールセンター業やホテル・レストラン業等に国家が最低賃金を押しつける必要はないと主張した。労組側委員もこのような方法で最低賃金を迅速に導入できるか否かに疑問を呈し、労組の目標があくまでも時給7ユーロ50セントの包括的な法定最低賃金の導入であることを強調して、経営者側委員と対立した。⁽¹⁴⁾

第2章 第2次メルケル中道右派政権における最低賃金導入・拡大議論

(1) 2009年連邦議会選挙と第2次メルケル中道右派政権発足時の状況

このような状況の下で行われた2009年連邦議会選挙にあたって、CDU/CSUはすべての業種を包括する法定最低賃金の導入にはそれまでと同様に反対しており、FDPもこの点では一致していた。ただし、FDPの選挙綱領では「法定最低賃金の導入に反対する」と明記されていたのに対して、CDU/CSUはSPDとの大連立政権において実施した政策を否定しないという観点から、選挙綱領では漠然とした形で「ドイツにおけるすべての人々のための最低所得を保障する」とし、人間の尊厳に値する生活のために必要な所得を、統一的な法定最低賃金によってではなく公正な賃金と補完的な公的給付の組み合わせによって確保するとしていた。

また、CDU/CSUは公課の減免対象となる低賃金労働であるいわゆる「ミニジョブ」を維持するとしうえて、賃金ダンピングを「反倫理的な賃金の法的禁止」によって阻止するとしていた。これに対して、FDPもミニジョブを維持することを支持する一方、ミニジョブ従事者が社会保険料の支払いを免除される月額所得を従来の400ユーロから600ユーロに引き上げることを要求していた。⁽¹⁵⁾

これに対して、SPDは2009年4月に連邦議会選挙の選挙綱領案を公表し、6月の党大会で決議したが、この綱領では「できる限り多くの業種において一般拘束的な協約上の最低賃金を可能にする方針」が確認され、さらに、すべての業種に適用される包括的な法定最低賃金の実現を目標とすることが宣言された。この法定最低賃金の「現在有意義な指針となる額」としては、時給7ユーロ50セントという従来から同党が主張していた額が再確認された。緑の党もSPDと同様に時給7ユーロ50セントの「包括的な最低賃金」の導入を支持していた。左翼党も法定最低賃金の導入を目指すとしていたが、その額は10ユーロと他の政党よりも大幅に高い額であった。⁽¹⁶⁾

2009年9月末に行われた連邦議会選挙においては、CDU/CSUとFDPが過半数を獲得し、両党の間で10月はじめから連立交渉が開始された。前述したように、最低賃金に関しては、CDU/CSUとFDPはSPDや緑の党が主張していた法定最低賃金の導入に反対するという点では選挙戦当初から一致していた。これを反映して、連立交渉では、「倫理に反する賃金を禁止する」という点だけが明確化されることになった。CDU幹事長ポファラは、このために新しい法規定を設ける場合には労働裁判所の判決を基準にする方針であるとしていた。その場合、「倫理に反する賃金」とは、当該業種あるいは地域で平均的な賃金を3分の1以上下回る賃金であるとされることが予想された。他方で、ポファラは、この禁止が「最低賃金ではない」ことを強調し、CDU/CSUとFDPが統一的で包括的な最低賃金に反対していることを確認した。

この問題と関連して、FDPは、労働協約に基づく最低賃金に対して労使からの申請があった場合に連邦労働相が政令において一般的拘束性を政令で宣言するという、すでに導入されている制度に関して、労相単独ではなく内閣が承認した場合にのみそのような政令を公布することができ

るという変更を行うよう要求していた。この要求は、CDU社会政策重視派に属する労相が一方的にそのような一般的拘束性を認めることに歯止めをかけ、FDP側の「拒否権」を確保するという目的に基づくものであった。この点については、CDU/CSU側が譲歩し、すでに前政権時代に労働協約に基づく最低賃金を導入することになっていた業種に関して、(一定の条件の下では労働協約委員会が反対した場合でも政府が一般的拘束性を付与する政令を公布できるとする点を修正し)労働協約委員会が賛成した場合にのみ「閣議における全会一致」による政令によって一般的拘束性を宣言できるとすることで合意が成立した。⁽¹⁷⁾

さらに、最低賃金に関する規定の評価を2011年10月までに行い、同年末までに最低賃金を維持するか否かについての決定がされることになった。ただし、メルケルはすでに連立交渉開始直前に行った新聞インタビューで、大連立政権下で導入された最低賃金の細目ルールに対して疑問を呈するようなことはしないと明言しており、業種ごとの最低賃金決定に関する既存の規定については維持する方針を明確にしていた。従って、FDPの要求によって連立協定に盛り込まれた最低賃金の再評価に基づく抜本的な見直しが行われる可能性は低かった。⁽¹⁸⁾

この間、連邦議会選挙直前に開催された労働協約委員会での結論を受けて、第2次メルケル中道右派政権発足直前の2009年10月下旬には、形式的になお連邦労相の地位にあったショルツによって、鉱山特殊サービス業と業務用大型クリーニング業の労働協約に基づく最低賃金に対して一般的拘束性を付与する政令が公布された。また、新政権発足直後の2009年12月下旬には、連立与党は廃棄物処理業の最低賃金に関しても一般的拘束性を宣言することで合意した。前述したように、FDPは連立交渉において、一般的拘束性を宣言するための政令を労相による決定ではなく閣議による全会一致に基づくものとする変更を行わせ、一応の拒否権を確保しており、当初は廃棄物処理業に関して一般的拘束性の宣言を阻止する構えも見せた。しかし、実際には、前政権下ですでに労働協約委員会における審議を終えていた廃棄物処理業に関してそのような拒否権を行使することは不可能であった。

さらに、介護業に関しては、介護委員会がすでに2009年9月下旬から審議を開始しており、2010年5月までには合意に達したことから、一般的拘束性宣言のための政令が公布された。

他方、CDU/CSU院内総務カウダーとFDP院内総務ホンブルガーは、廃棄物処理業に関して合意した際に、最低労働条件法に基づく最低賃金の導入を行わないことを再確認し、労働協約拘束率が50%を下回る業種においてそのような方法で最低賃金を導入することを検討しなければならないのは、「倫理に反する賃金の禁止」によって「社会的歪み」を回避できない場合のみであると強調した。⁽¹⁹⁾

(2) 労働者派遣業への最低賃金導入をめぐる議論

こうして、第1次メルケル大連立政権時代に越境労働者派遣法を適用して労働協約に基づく最低賃金に一般的拘束性を付与することが問題となった業種のうち、第2次メルケル中道右派政権

下でも決着がついていない業種は、保安・警備業、職業継続教育業、労働者派遣業の3業種となった。その中でも、最も問題となったのは労働者派遣業であった。前述したように、労働者派遣業においては、BZA及びIGZの二つの経営者団体がDGB系のサービス産業労組Verdiとの間で締結した労働協約と、AMPがキリスト教労組系のCGZPとの間で締結した労働協約が存在しており、どちらの協約に対して一般的拘束性を付与するかをめぐって、業界内部と連立与党間で激しい意見対立が起こっていた。労働者派遣業に関しては、派遣先企業の正社員との「同一労働同一賃金」原則の適用や、派遣先業種における最低賃金への影響といった他の業種にはない問題も存在しており、前述したように、第1次メルケル大連立政権の末期には、越境労働者派遣法の適用ではなく、労働者派遣法を改正して適用することでいったん妥協が図られたが、実際には、その後も議論は行き詰まっていた。

[CGZPの労働協約無効化判決]

この間、DGBは、労働者派遣業におけるキリスト教労組との代表権争いを法廷闘争という形でも展開しており、CGZPが事実上経営者側の支援を受けて結成され、経営者側に有利な恣意的労働協約を締結した労働協約共同体であり、実質的に労働者を代表していないとして、ベルリン労働裁判所に対して訴訟を提起していた。これに対して、同裁判所は2009年4月にCGZPに必要な代表力がないとする決定を下し、それに続いて、同年12月には、この労働協約共同体が派遣労働の全部門のための労働協約を締結する権限を持たない個々の労組によって構成されており、従って、同共同体の範囲を越える労働協約を締結する権限がないとする判決を下した。Verdiは「これによって、CGZPの安価な労働協約には待ったがかけられた」ことを強調し、DGBが経営者団体との間に締結した労働協約に規定された最低賃金に一般的拘束性を与えることをあらためて要求した。⁽²⁰⁾

さらに、2010年12月には、この裁判の上訴審である連邦労働裁判所も、CGZPには労働協約に関する要求を実現するために必要な「社会的権力性」がないとして、CGZPの労働協約締結能力を否定する基本判決を下した。これによって、CGZPによって締結された労働協約も無効とされた。この判決は、派遣労働業界に大きな影響を及ぼした。派遣労働者と派遣先企業の正社員との賃金差を許容するCGZPとの労働協約が無効になったことから、協約の締結相手であるAMP加盟企業にとっては、雇用している派遣労働者に対して派遣先企業の正社員と同額の賃金及びそれに対応した社会保険料を支払っていた場合との差額を過去4年間に遡って事後的に支払わなければならない可能性が生じた。そのようなことになった場合、事後的支払額は年間5億ユーロ程度になると推定されたため、関係企業は巨額の引当金を準備しなければならなくなり、労働者派遣業界からは、経営に行き詰まる企業が出るとの懸念が示された。⁽²¹⁾

[シュレッカー事件と派遣労働の濫用に対する批判]

他方で、この時期に起こった「シュレッカー事件」は、労働者派遣法の改正による労働者派遣業への最低賃金導入をめぐる議論をさらに政治的に激化させた。ドラッグストア・チェーン店を

展開するシュレッカー社は、これ以前から支店を閉鎖して従業員をいったん解雇した後、子会社の労働者派遣企業に再雇用し、新たに独立した有限会社として設立した「XLマルクト」に派遣労働者として安い賃金で派遣するという形でのリストラを行ってきた。Verdiはシュレッカー社のやり方を非難していたが、同社に対する非難は、労働者派遣法の改正問題とも連動して、第2次メルケル政権発足直後から労働者派遣業への最低賃金導入議論をますます紛糾させた。

2010年1月半ばには、SPD院内副総務フベルトゥス・ハイルは、CDU/CSUが労働者派遣業への最低賃金導入を阻止することによってシュレッカー社に見られるような濫用を促進したと批判して、最低賃金の導入に加えて、派遣労働者に対する「同一労働同一賃金」原則の適用や同一コンツェルン内での労働者派遣の制限を要求した。これに対して、フォン・デア・ライエン労相は、「これまでの経験は、派遣労働がさまなければ労働市場においてわずかなチャンスしか得られない人々にとっての雇用への架橋であることを示している」として派遣労働の効用を強調した。しかし、他方で、同労相は「基本的に優れた有意義な派遣労働モデルが濫用によって歪められることを許さない」とし、シュレッカーのケースを厳密に検証したうえで、「濫用や違法・脱法行為があることが示されれば、政府は場合によっては法改正を提案するであろう」と述べて、労働者派遣法の改正の可能性を示唆した。

このような動きに対して、BZA幹事長ルトガー・ヒンゼンは、シュレッカー社が「われわれの業界に誤解を与えるようなことを行った」と同社の行動を批判する一方、労働者派遣法の改正に関して「政治家が何を思いつくかを懸念している」と述べて、経営者側にとって不利な改正を行わないよう牽制した。他方で、BZAは労働協約にシュレッカー社のようなやり方を防ぐための排除条項をただちに導入した。⁽²²⁾

【労働者派遣業の経営者団体統合の動き】

さらに、前述したように、延期されていた東欧のEU新加盟諸国の労働者の域内諸国への移動の自由が2011年5月に実施されることが決定したことから、2010年秋以降、派遣労働業界においては、東欧諸国の労働者派遣企業のドイツ国内への進出に対抗するために、一般的拘束性を与えられた最低賃金を導入しなければならないという機運が高まった。2010年10月はじめには、BZAとAMPは「力を結集する」ために合併を計画していることを明らかにしたが、その際、AMP理事長トマス・ヘッツは「われわれは（2011年）5月1日を前に不安を鎮めるために、政治家に対して最低賃金の導入を要請している」と述べて、この合併計画の主たる理由が翌年5月の派遣労働市場の開放にあることを明言した。この合併が実現すれば、派遣労働者約75万人のうち70%程度を傘下に置く単一の経営者団体が誕生する見込みであった。これに対して、第三の経営者団体であるIGZはさしあたってこの合併には加わらない方針であったが、BZAとAMPの合併計画自体は歓迎し、「最低賃金のような重要な問題において十分協力することができる」と表明した。⁽²³⁾

この合併と関連して、BZAとAMPはDGBの労働協約をモデルとした最低賃金に関する協約をキリスト教労組とも締結する方針を示した。この協約案によれば、2011年5月時点で西部諸州に

において時給7ユーロ79セント、東部諸州において6ユーロ8セントの最低賃金を導入し、それを2012年11月までに西部諸州において8ユーロ19セント、東部諸州において7ユーロ50セントへと段階的に引き上げることになっていた。

その後、BZAとAMPは2011年4月に、合併して新しい経営者団体である人材サービス業経営者連盟（BAP）を結成することを正式に決議した。これによって、BAPは1,852社の労働者派遣企業を代表することになり、この業界の経営者団体はBAPと主として中小企業を代表するIGZの2団体に集約されることになった。BAP会長に就任したフォルカー・エンケルスは「この合併は論理的な措置である」とし、「様々な協約賃金が存在するという時代はとっくに終わった」と宣言した。⁽²⁴⁾

[CDU/CSUの方針転換とFDPの態度の軟化]

以上のように、労働者派遣業におけるCGZPの協約締結能力が否定され、シュレッカー事件等をきっかけとして派遣労働の濫用に対する批判が強まり、派遣労働業界において経営者団体の統合が進むといった状況の中で、カウダー院内総務やフォン・デア・ライエン労働相やCDU/CSU幹部は、労働者派遣業における統一的な最低賃金導入を推進する方向へと次第に転換していった。CDU社会政策担当政治家でCDU/CSU議員団労働者グループ会長でもあるペーター・ヴァイスは、同党の方針転換の理由として経営者団体統合の動きをあげるとともに、「最低賃金はダンピング賃金のために働く労働者が来年東欧から流入するのを回避するために適したものである」と主張した。その際、ヴァイスやフォン・デア・ライエンは、労働者派遣業に関しても、前政権末期に一応協定された労働者派遣法ではなく、他の業界と同様に越境労働者派遣法を適用して一般的拘束性を持つ最低賃金を導入するという方法を支持した。⁽²⁵⁾

しかし、労働者派遣業に最低賃金が導入された場合、前述したように、派遣労働者は様々な業種に派遣されることから、初めて業種を越えた最低賃金が導入されることになり、結果的に連立与党が公式には依然として反対している包括的な法定最低賃金の導入につながる可能性があった。このため、特にFDPは、依然として労働者派遣業への最低賃金導入に反対していた。FDPは、ポーランド等からの賃金の安い労働者の流入問題が過大評価されていると主張する一方、大連立政権当時から議論されてきた介護業や廃棄物処理業を除いて、現立法期中にこれ以上最低賃金を導入するつもりはないという従来の立場を繰り返した。

このように労働者派遣業への最低賃金導入に反対する一方で、FDPは「フェアな賃金支払は派遣労働の社会的容認の前提条件である」とし、「派遣労働は受注の変動に対する柔軟な対応に役立つが、正社員を派遣労働者に変更したり、賃金の引き下げを可能にしたりするための手段ではない」と主張して、「同一労働同一賃金」原則を強化すべきであるという点を強調した。FDPはこの点に関する具体的な提案として、派遣労働者と正社員に賃金差を設けることができるとする労働協約が存在する場合には上記の原則を適用しなくてもよいとする現行労働者派遣法の規定を改正し、賃金差を設けることのできる期間を最長でも派遣後1年間に限定すべきであるとした。⁽²⁶⁾

FDPのこの提案は「同一労働同一賃金」原則を派遣後ただちに適用すべきであるとするSPDや労組の主張と表面的には近く、金属労組等からも異例の支持を得た。しかし、FDPの本来の狙いは、派遣労働に対する容認を促進しつつ、この業種への最低賃金の導入を阻止することであった。CDU/CSUと経営者団体は、FDPのこの提案に対して、そのような制限を導入すれば、派遣労働という手段の財務面での柔軟性が失われてしまうとして反対した。

このような反対に対して、BDA 会長ディーター・フントはFDPの立場に対する理解を示しつつも、ポーランドの労働者派遣企業がすでにドイツで事業を展開するために時給4ユーロ80セントの賃金を定めた労働協約を準備しているとし、「ここで問題となっているのはドイツの労働者派遣企業に対して適用される最低賃金を外国の競争相手企業に適用すること」であり、「それはFDPが拒否すべきでない課題である」と指摘して、FDPに反対を止めるよう圧力をかけた。⁽²⁷⁾

CDU/CSUや経済界からの圧力を受けたFDPは、2010年11月に入ると、同党が目標としている長期の派遣の場合の派遣労働者と派遣先企業の正社員との賃金の均等化問題等も含む「全体的パッケージ」の中で労働者派遣業に最低賃金を導入することを検討してもよいとして、譲歩の可能性を示唆した。しかし、FDPは、その場合でも、派遣労働における最低賃金を通じて他の業種にも新たな最低賃金が強制されることを阻止すべきであるとして、労働者派遣業の場合には越境労働者派遣法を適用して最低賃金を導入するのではなく、あくまでも労働者派遣法の改正という方法をとるべきであるという主張は変えなかった。

[ハルツ第4法手当改革法案と労働者派遣業への最低賃金導入に関する妥協]

さらに、労働者派遣業への最低賃金導入問題は、この時期に平行して行われていたハルツ第4法改革法案をめぐる議論の中でも主要な争点となっていた。この法案自体は、連邦憲法裁判所による違憲判決に対応するためのハルツ第4法手当基礎支給額の計算方法の見直し、同手当受給世帯の子供に対する「教育パッケージ」の導入、手当受給者が手当との相殺を免除される所得上限額の見直し等を中心としており、最低賃金問題とは直接的な関係はなかった。⁽²⁸⁾しかし、法案の審議過程において、SPDや緑の党等野党側は、手当受給者が付加的所得を得た場合に手当を受給していない低所得労働者よりも結果的に多くの所得を得られるといった矛盾した状況を解消するために、越境労働者派遣法の適用による個々の業種ごとの最低賃金を拡大するとともに、最終的には包括的な法定最低賃金を導入すべきであると主張していた。また、野党側は、派遣労働者に対して派遣後ただちに、あるいは短期間のうちに「同一労働同一賃金」原則を適用するよう要求していた。

ハルツ第4法手当改革法案は2010年12月はじめに連邦議会で可決されたが、野党側が多数を占める連邦参議院において否決され、両院協議会が開催されることになった。その際の連邦参議院多数派の要求の一つは、上記のような最低賃金の拡大と「同一労働同一賃金」原則の強化であった。両院協議会における交渉では、労働者派遣業への最低賃金導入に関してFDPが態度を軟化させつつあったため、むしろ「同一労働同一賃金」原則が議論の焦点となった。この点に関して

は、SPDは当初派遣1日目から同一賃金とするよう要求していたが、交渉の最終段階では、派遣後4週間を経過した場合に同一賃金とするという提案を行った。これに対して、連立与党側は派遣後9か月を経過した場合に同一賃金原則を適用するという立場をとった。他方で、連立与党は、野党側がハルツ第4法手当改革とは直接関係のない最低賃金問題を持ち出して交渉に過重な負担をかけていると批判した。このため、2011年2月9日まで行われた両院協議会では、この点に関する妥協は最後まで達成できなかった。⁽²⁹⁾

しかし、ハルツ第4法手当基礎支給額の計算方法の見直しについては、連邦憲法裁判所によって設定された2010年末という期限をすでに過ぎていたため、行き詰まりを打開すべく、ラインラント・プファルツ州首相ベック、ザクセン・アンハルト州首相ペーマー、バイエルン州首相ゼーホーファーが主導する形で再交渉が行われた。

この再交渉では、野党側は、ハルツ第4法手当基礎支給額の引き上げに関して連立与党側が譲歩するのと引き換えに、「同一労働同一賃金」原則の即時あるいは短期間での適用については固執しないとする態度を示した。他方、連立与党側でも、FDPは越境労働者派遣法ではなく労働者派遣法の適用によるという点については態度を変えなかったものの、労働者派遣業への最低賃金導入に加えて、野党が要求していた他業種への最低賃金導入にも柔軟に応じる姿勢を見せた。

この結果、2011年2月23日までは、連立与党とSPD及び州政府代表の間で次のような合意が形成された。⁽³⁰⁾

- ・労働者派遣法の改正によって、労働者派遣業に最低賃金を導入する。
- ・第1次メルケル大連立政権時代にすでに労使の合意に基づいて越境労働者派遣法が適用された保安・警備業と継続職業教育業の労働協約に対して政府が一般的拘束性を宣言することによって最低賃金を導入する。⁽³¹⁾
- ・派遣労働者に対して派遣後一定期間を経過した後に派遣先企業の正社員と同一の賃金を支給するという問題に関しては、さしあたって実施を見送る。

この妥協を含む再交渉の結果、ハルツ第4法手当改革法案自体は2011年2月末に可決成立した。その際、連立与党側は「SPDと緑の党の要求の長いリストを大幅に縮小させること」に成功したと主張した。他方、野党側も労働者派遣業への最低賃金導入に関する要求を実現したことを強調した。しかし、DGBは労組側の主要な要求であった派遣労働者と派遣先企業の正社員の賃金の平等化が見送られたことに反発した。連邦参議院がハルツ第4法手当改革法案を可決する前日の2月24日には、DGBの呼びかけによって全国で数万人の労働者が派遣労働の濫用に対する抗議行動を行った。⁽³²⁾

このように、派遣労働者の派遣先企業の正社員との賃金平等化に関する労組の不満は残ったものの、2011年2月の与野党合意に従って、労働者派遣法に越境労働者派遣法に準じた最低賃金に関する規定を盛り込む改正が行われ、4月には施行された。また、上記の合意を背景として、BAPとVerdiは新たに最低賃金に関する労働協約を締結し、2011年7月はじめには連邦労働相に対し

て一般的拘束性の付与を申請した。この協約では、西部諸州における最低賃金は時給7ユーロ79セント、東部諸州におけるそれは6ユーロ89セントとされており、同年11月以降西部諸州では7ユーロ89セント、東部諸州では7ユーロ1セントに引き上げられ、さらに2012年11月以降西部諸州では8ユーロ19セント、東部諸州では7ユーロ50セントへと引き上げられることになっていた。この申請には形式的欠陥があったため、再検討する必要性が生じ、一般的拘束性の付与は当初予定より遅れたものの、2011年12月には政府は上記の最低賃金に一般的拘束性を与える政令を閣議決定した。これによって、この時点で約90万人となっていた派遣労働者全体に対して最低賃金が導入されることになった。⁽³³⁾

ただし、野党や労組はこの閣議決定を不十分なものとし、さしあたって先送りされた派遣労働者に対する「同一労働同一賃金」原則の適用と、時給8ユーロ50セントの一般的法定最低賃金の導入を改めて要求した。⁽³⁴⁾

(3) 「賃金の下限」に関するCDU党大会決議

以上のように、越境労働者派遣法（労働者派遣業の場合だけは労働者派遣法）の適用を通じた業種ごとの労働協約に基づく最低賃金の導入が拡大していくにつれて、一般的な法定最低賃金の導入には反対するというCDU/CSUとFDPの方針も次第に変化していった。

その際、CDU内で大きな影響の一つを与えたのは、連邦環境相兼CDU副党首でもあるノルベルト・レットゲン、党幹事長ヘルマン・グローエ、首相府長官ロナルド・ポファラ、CDU労働者派（CDA）会長カール・ヨーゼフ・ラウマン等、連邦レベルでも中心的な役割を果たしている政治家が所属し、党内最大の州支部でもあるノルトライン・ヴェストファーレン州支部の動向であった。同州支部は2010年まで州首相を努めたリウトガースの下で、州内で強い勢力を有するSPDと緑の党に対抗するため、党内で社会政策や労働政策を重視する左派的路線をとっており、同年の州議会選挙においてCDUが敗北し、SPDと緑の党に政権を奪われた後も、そのような路線は大きく変わっていなかった。他方、SPDと緑の党はCDUからの政権奪還に成功したものの、その後も州議会において過半数を欠き、左翼党の閣外協力に依存する少数派政権という不安定な状況にあり、それを解消するためのやり直し選挙が行われる可能性が高まっていた。

このような状況にあるCDUノルトライン・ヴェストファーレン州支部においてリウトガースの後任支部長となっていたレットゲンは、2011年11月に開催予定の連邦党大会を前にして、最低賃金問題に関して連邦党大会に提出する動議案の立案をラウマンとハルトムート・シャウエルテに共同で作成するよう要請した。シャウエルテは2009年まで連邦議会議員であり、連邦経済省次官を務めた経験もある中小企業の利益を代表する有力政治家の一人であった。この点で、ラウマンとシャウエルテはCDUの政策面での両翼を代表していると言えた。

レットゲンからの要請を受けたラウマンとシャウエルテは、10月12日に開催された支部総務会に共同文書を提出した。この文書には、「同一労働に対する同一賃金」という原則を支持する導入

部に続いて、「ノルトライン・ヴェストレーレン州支部は、労働協約によって確定された賃金が存在しない業種に一般的な法定最低賃金を導入することを必要であると考え」という一文が挿入されていた。この表現自体は、労働協約が存在しないか、労働協約の対象となる労働者が少数にとどまる業種を対象としたものであり、全業種を対象とした法定最低賃金を導入することを提案したものではなかった。しかし、この文書に書かれた「法定最低賃金」という概念が、労使間の交渉の結果何が決定されていようとも、連邦議会が介入しなければならないという意味であれば、それは「法定最低賃金」に反対するという従来のCDUの原則に反することであった。そのため、同州支部総務会における議論の中で「法定最低賃金」という言葉は削除され、「一般的で拘束的な賃金の下限」という表現に修正された。同州支部総務会はこのように修正された文書を全会一致で採択し、連邦党大会の動議委員会に送付した。⁽³⁵⁾

これに続いて、グローエが主催するCDU連邦動議委員会は10月26日に開催され、全体としてノルトライン・ヴェストファーレン州支部から提出された文書を踏襲する形で党大会に提出する動議案を全会一致で決議した。その内容は以下のようなものであった。⁽³⁶⁾

- ・CDUは、労働協約によって確定された賃金が存在しない業種に一般的で拘束的な賃金の下限を導入することが必要であると考え。
- ・賃金の下限は協約パートナーの委員会によって確定され、派遣労働者のために締結された協約賃金を基準とすべきである。われわれは政治的な最低賃金ではなく、協約パートナーによって決定され、それによって市場経済的に組織された賃金の下限を望んでいる。

CDU左派は、この動議案を法定最低賃金の導入に向かったの党の路線転換であると解釈しようとした。ラウマンは「CDUが法定最低賃金を想定する可能性があるという路線の変更は、下から上へと発展してきた」と述べて、これまでの「長い道のり」を経てCDU指導部が法定最低賃金の導入を支持する下部党員の意見をもはや無視できなくなった結果、このような動議案が採択されたと指摘した。⁽³⁷⁾

CDU内のこのような動きは、メルケル首相以下の党指導部が全体として一般的な「賃金の下限」の設定に対して肯定的な立場をとるようになっていったという事実と連動していた。メルケル首相は、政府報道官を通じてこの議論に対して「オープンな態度をとっている」と表明したものの、すでに10月下旬にノルトライン・ヴェストファーレン州支部やCDU動議委員会案と同様の考え方を示しており、「特定の経済領域において賃金の下限が存在しないということがあってはならない」と述べて、この時点までに最低賃金導入の見通しが立っていない業種にも「賃金の下限」を設定するという新たな方針を表明していた。⁽³⁸⁾

メルケルがこのような方針を打ち出した背景には、野党や労組の強い圧力の下で業種ごとの最低賃金導入の拡大を阻止することがもはやできないという現実に加えて、彼女が首相就任当初からDGB、特にゾンマー委員長と良好な関係を築き、シュレーダー政権時代のSPDと労組の関係悪化を利用して中道へのウイングを広げようとしてきたという事実があった。このようなメルケル

の「中道」路線は労働政策にとどまらない大きな意味を持っており、公的医療保険への定額保険料制度導入、税制のラディカルな簡素化、解雇保護の緩和等に関する決議によってCDUにとっての新自由主義路線のピークとなった2003年のライプチヒ党大会と、その路線上で戦った2005年連邦議会選挙戦における敗北以降、徐々に行ってきた戦略的な方向転換の一環であると言えるものであった。その点で、徴兵制の廃止、原子力発電からの全面撤退、ユーロ圏内での金融トランスファー税の導入計画等もこれと同様の性格を持っていた。さらに、短期的には、2013年秋に予定されていた連邦議会選挙において重要な争点の一つになると予想される最低賃金問題においてSPDに主導権を渡さず、同党に圧力をかけるという狙いがあると推測された。

こうした背景から、フォン・デア・ライエン労相も、労使の自主的な活動に対して政治家が介入すべきではないとする一方、「最低賃金は破滅でも万能薬でもない」と述べて、メルケルの方針を支持した。フォン・デア・ライエンはすべての業種における最低賃金導入の必要性の根拠として、過去10～15年間に賃金格差が拡大し、低所得層の一部では賃金が低下させていることをあげた。さらに、彼女は労働協約の拘束率が全体として低下する傾向にあることを指摘し、「賃金ダンピングを通じて競争を戦い抜くために一部で賃金も利用されている国において、どのようにして社会的ガードレールを設けることができるかについて考えねばならない」と主張した。⁽³⁹⁾

しかし、CDU/CSU内の経済政策重視派や経済界代表は、CDU党大会を前にしたこのような動きに対して次第に反対を強めていった。党内で経済界の利益を代表するCDU・経済評議会会長ヴォルフガング・シュタイガーは、「CDUにおいて法定最低賃金を導入するという合意された計画は存在しない」と指摘して、ラウマンの主張するような「幻の議論」を終わらせるよう要求した。CDU中小企業連盟会長ヨーゼフ・シュラルマンもこの議論を「必要でも目的適格的でもない」と批判し、「賃金決定は国家ではなく労組と経営者の責任である」として、政治家がこれ以上最低賃金問題に介入しないよう要求した。BDA会長ディーター・フントもCDU動議委員会の動議案を「理解困難」とし、「労使の委員会によって確定された一般的な賃金の下限も、疑いもなく政治的で法的な最低賃金である」と指摘して、動議案に反対した。機械製造業連盟（VDMA）も動議案を「当然のことながらそれは最低賃金である」とし、「いわゆる（労使代表から成る）独立委員会も、その点を変えるものではない」と反発した。⁽⁴⁰⁾

このような反発を受けたメルケル首相は、議論を沈静化させるために、「私は賃金の下限を設定するという要求を支持している」とした上で、動議委員会案において想定されているのは国家によって確定される統一的な法定最低賃金ではなく、「協約パートナーの委員会」が「労働協約が存在しない地域ごと業種ごとに様々な賃金の下限を確定する」という制度であることを強調した。さらに、メルケルは、党大会動議案に関して、派遣労働者の最低賃金（この時点で西部諸州において7ユーロ89セント、東部諸州において7ユーロ1セント）をこの「賃金の下限」の基準にするというCDAの要望に従って盛り込まれた点に反対であることを示唆した。⁽⁴¹⁾

これに対して、CDA会長ラウマンは、長期失業者等について最低賃金の例外を設けることにつ

いては当然とし、東部諸州と西部諸州で差を設ける可能性もあるとする一方、メルケルの発言通りであるとすれば「それは拘束的な賃金の下限ではない」と述べて、党大会動議案の「一般的で拘束的な賃金の下限」を地域や業種を越えた統一的なものと解釈していることを強調した。さらに、彼は、CDUを「長期的によりよいFDPにしてしまうような計画を採択した」2003年のライプツヒ党大会を「キリスト教社会派の最大の敗北であった」とし、次期党大会においてCDUを「正しい伝統に復帰させる」ことを目標とすることを強調した。この意味で、CDAは最低賃金問題を個別的な政策分野を越えた党の基本的な方向性に関わる問題と見なしていた。⁽⁴²⁾

CDU党大会動議案において規定された「賃金の下限」に関する以上のような対立を解決するため、党大会前日の2011年11月13日になって、グローエ、ラウマン、フォン・デア・ライエン、レットゲン、ヘッセン州首相ブーフイエ、ザクセン・アンハルト州首相ハゼロフ、バーデン・ヴュルテンベルク州議会院内総務ストロブル、ラインラント・プファルツ州議会院内総務クロックナー等党幹部の間で調整が図られ、その結果、メルケルの考え方に概ね従う形で以下のような合意が形成された。⁽⁴³⁾

- ・ドイツ国内で「賃金の下限」が存在しない「空白地帯」を解消する。
- ・「賃金の下限」を決定するのは協約パートナーであって、国家ではないことを確認する。
- ・経営者と労働者の代表から成る委員会が「賃金の下限」を決定する。その際、業種ごとあるいは地域ごとの相違を許容することができるものとする。
- ・CDAは派遣労働者の最低賃金を「賃金の下限」の基準にするという要求を放棄し、その代わりに、すでに約10業種において導入されている最低賃金を「賃金の下限」の参照基準とする。

11月14日に約1,000名の代議員が参加して開催された党大会では、このような合意を反映して修正された動議が提出された結果、大きな議論は起こらず、「賃金の下限」の設定に関する動議は反対4、棄権8の圧倒的多数で可決された。メルケルは採決に先立って行った演説の中で、「ドイツにおいて最も低い賃金をめぐる競争を行っている企業が存在することを許容できない」とし、「人々が2つあるいは3つの職を持っているにも拘わらず、それによって生活していけないならば、それは人間的な社会と合致しない」と述べて、CDAが社会的公正に関わるこの問題を持ち出したことを支持すると主張した。他方で、彼女は「われわれの誰も統一的な包括的最低賃金を望んでいない」ことを強調し、労働協約上の賃金の下限が存在していないところに賃金の下限を設定することによって、「社会的市場経済の本質的構成要素としての協約自治を強化できる」と主張した。⁽⁴⁴⁾

しかし、妥協の産物であるCDU党大会決議のテキストは、すべての関係者にとって自らに都合よく解釈できる内容となっていた。また、すでに最低労働条件法においては、当該業種において労働協約に拘束されている労働者が半数未満の場合に最低賃金を導入する方法が規定されており、CDU党大会で決議された「賃金の下限」決定の仕組みがそれとどのように異なっているのかは、必ずしも明らかではなかった。

それゆえ、連立与党内からは、この決議をめぐってすぐに必ずしも一致しない様々な解釈がなされるようになった。ラウマン等CDU労働者派は、従来労働協約が存在していないすべての業種に「一つの一般的で拘束的な賃金の下限」を導入することが基本であり、ただしその例外の存在を許容するという解釈を行おうとした。党大会決議直後、CDU/CSU 議員団労働市場政策スポークスマンであるカール・シーバーリングは「基本的にはただ一つの最低賃金だけが存在することが重要である」とした上で、協約パートナーから成る委員会に対して一つの賃金の下限を確定するか、あるいは地域ごと業種ごとに細分化されたそれを確定するか自体を決定する権限を与えるとした。しかし同時に、彼は現状でも各業種の様々な最低賃金の遵守を監視することは困難になっていると指摘し、多数の「賃金の下限」を許容することに対して否定的な見方を示した。⁽⁴⁵⁾

他方、家族企業経営者連盟会長ルッツ・ゲーベルは、CDU労働者派と経済界派の妥協による党大会決議も「政治的賃金決定への扉を開くもの」であると批判した。彼によれば、最低賃金決定のための委員会もメンバー構成によっては政治的影響を受ける可能性があり、政治的賃金は結果的に失業者の増加を招く危険性があった。BDA 会長フントも、賃金の下限が（政治家ではなく）経営者と労組によって、労働者派遣業界のための賃金を基準にすることなく、地域ごと、業種ごと、年齢ごとに決定されることを不可欠の条件であると主張した。⁽⁴⁶⁾

CDU党大会決議後、フォン・デア・ライエンは、この決議内容を実現するための新しい法律を制定する意向を示したが、FDPはそれに反対した。確かに、FDPはCDU党大会決議を「合理的な方向性を持ったものである」とし、「業種や地域ごとの差別化」という点については協議可能であるとした。しかし、FDP党首レスラーは、すでに現在でも労働協約に拘束されている労働者が50%以上となっている業種においては越境労働者派遣法に基づいて、50%未満の業種においても最低労働条件法に基づいて最低賃金を導入することが可能となっており、CDU党大会決議は法律の現状を述べただけであると主張した。

さらに、彼は、最低労働条件法がこれまで一度も適用されたことがないことを指摘し、「このことは、最低賃金に関してはこれ以上法的な行動の必要性がないということを印象深い形で明らかにしている」として、CDU党大会決議を事実上無用のものであるとする見方を示した。実際、前述したように、2009年に最低労働条件法が改正され、新たに「中央委員会」が設置された後も、同法を適用する試みが行われたのはコールセンター業だけであり、このケースでも条件の一つである「社会的歪み」の存在を確認できないとされ、最低賃金の導入は失敗に終わっていた。⁽⁴⁷⁾

このように、FDPはCDUの方向転換の動きに対して、「法定最低賃金は連立協定において合意されておらず、従って、その導入の可能性は低い」とする指摘を繰り返したが、実際には、経済自由主義路線を推進してきたヴェスターヴェレ党首が2011年春に失脚した後、CDU同様にこの問題における方針を再検討する姿勢を見せ始めていた。すでに2011年10月上旬には、FDP幹部でシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州社会相でもあったハイナー・ガルグは、週5日8時間労働を行っても生活していけない労働者がいるという「問題」を「提起」し、特定の業種及び地域

において、就業しているにも拘わらずハルツ第4手当を補完的に受給している人々（いわゆる「Aufstocker」）の存在が企業による過度に低い賃金の支払を可能にしていることを批判した。これまで、CDU/CSUとFDPは、資質の低い人々も労働市場に参加できるようにするために、低賃金を公的補助によってかさ上げする「コンビ賃金」的制度を支持してきたが、彼はそのような状態を「競争や自由主義とは何の関係もない」とし、「最低賃金をめぐる議論をあまり教条的に行うべきではない」と主張して、党の方針の再検討を支持した。⁽⁴⁸⁾

2011年11月半ばに予定されていたCDU党大会で前述したような動議案が可決される可能性が高まると、FDP指導部は連立協定においてそのようなことは合意されていないとする指摘を繰り返し、それに反対した。FDP党首レスラーは、CDUがそのような決議を採択すれば、「FDPがドイツにおける社会的市場経済の唯一残された代表者であるということが明確に示されるであろう」と警告した。⁽⁴⁹⁾

さらに、FDPはCDU党大会の直前にフランクフルトで特別党大会を開催し、「包括的で一般的な最低賃金に反対する」とする党総務会の緊急動議を決議しようとした。この動議自体はFDPの従来の立場を再確認するだけのものであったが、同党はそれによってCDU党大会前に「一般的な賃金の下限」はFDP内で多数の支持を得られないということを明確に示す方針であった。この特別党大会において、レスラー党首は、社会的市場経済の立場を曖昧化させないよう警告し、「（現在）ドイツにおいては包括的な最低賃金がまったくない状態で失業率が最も低くなっている」と主張した。しかし、結果的にはこの緊急動議の採択は延期された。それは「時間的な理由」からであったとされたが、実際には、この延期は2012年に州議会選挙を控え、州内のCDUとの協調を確保しようとしているシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州社会相ガルグやザクセン州支部の「自由主義労働者」グループ等「それほど教条主義的ではない人々」に対する譲歩であった。⁽⁵⁰⁾

(4) CDU党大会決議具体化の動きと州側からの圧力の高まり

前述したように、フォン・デア・ライエンはCDU党大会の決議を実現するための新しい法律を制定する意向を示していたが、決議の内容に関しては必ずしも厳密な一致が達成されていたわけではなかった。そのため、その後労働者派のイングリッド・フィッシュバッハと経済界派のミヒャエル・フックスが主宰する形でCDU/CSU議員団内に作業部会が設置され、フォン・デア・ライエンも参加する形で法案起草に向けて詳細な合意を図るための議論が行われた。その際、前述したように、党大会において「賃金の下限」に関する動議提出のイニシアティブをとったのはノルトライン・ヴェストファーレン州支部であり、しかも同州においては2012年5月に再度州議会選挙が行われる予定であったことから、この選挙前に作業部会における議論を終え、州議会選挙戦をCDUにとって有利な形で行うことが目標とされた。

作業部会における議論では、協約パートナーによる委員会によって決定される「賃金の下限」を一般的包括的なものとするか否かをめぐって対立が見られたが、最終的には労働者派の考え方

を優先する形でノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙直前の2012年4月末には作業部会の骨子案がまとめられた。その内容は以下のようなものであった。⁽⁵¹⁾

- ・労働協約が存在しないすべての業種において、「一般的で拘束的な賃金の下限」を設ける。
- ・そのために、経営者側と労組側のそれぞれ7名の代表によって構成される最低賃金委員会が年1回「賃金の下限」の調整について検討する。連邦労働省はこの委員会によって提案された賃金の下限を政令によって拘束的に全国に適用する。
- ・委員会は、客観的な正当性がある場合には、地域、業種、特定の労働者グループごとに「賃金の下限」に差異を設けることができる。
- ・委員会が合意できない場合には1名の仲裁者が任命され、仲裁を行う。仲裁者を加えた審議によっても合意できない場合には、仲裁者に投票権を与える形で採決を行う。
- ・仲裁者は委員会が指名するが、仲裁者の人選について合意できない場合には、経営者側と労組側がそれぞれ1名の候補者を指名し、くじ引きで仲裁者を決定する。
- ・既存の労働協約に基づく最低賃金が存在している場合には、最低賃金委員会の決定ではなく、当該労働協約が優先される。

この骨子案に対して、フックスは「最低賃金問題はそれにふさわしい場所、すなわち労働協約パートナーに委ねられる」として、国家が賃金決定に関与しないという経済界派の立場を強調したものの、「私はこの解決策を十分受け入れることができる」と述べて、CDU党大会決議を受けた「賃金の下限」の設定自体については容認する姿勢を見せた。

他方、レスラー党首、ブリュデーレ院内総務、デーリング幹事長等FDP首脳は「CDU/CSUの提案は政府の行動を何も変えるものではない」として、CDU/CSU作業部会案に消極的な態度を示した。確かに、前述したように、FDP内でも、すでにシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州社会相ガルグ、連邦経済発展援助相ディルク・ニーベル、ザクセン州支部「自由労働者派」、連邦議会労働社会委員会のFDP代表パスカル・コバー等を中心として、独立的な委員会による最低賃金の決定を事実上支持する動きが広がる傾向を見せており、もはや全党結束して包括的な最低賃金に反対するという状況ではなくなりつつあった。⁽⁵²⁾

しかし、FDP指導部は、公式の立場としては依然として一般的な法最低賃金の導入はむろんのこと、CDU/CSU案に対してもその後も強い警戒感を崩さず、CDU/CSU作業部会案についてのFDPとの協議はすぐには進展しなかった。このようなFDPの態度に対して、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後、2012年6月に開催された連立与党の首脳会議である連立委員会において、CDU幹事長グローエは「FDPが今後とも『賃金の下限』について議論することを拒否する場合には、CDUは2013年連邦議会選挙の選挙綱領にそれ（賃金の下限に関するCDU案の実現）を書き込むであろう」と述べて、強く牽制した。⁽⁵³⁾

FDPだけではなく、経済界も消極的な態度を崩していなかった。BDA会長フントはCDU/CSU作業部会の骨子案を「協約自治とは何の関係もない法定最低賃金に他ならない」と批判した。彼

は「その有害な結果は欧州の多くの地域において見ることができ、特に最も弱い立場にある人々－長期失業者と職業教育を受けていない若者－の労働市場への参加のチャンスが悪化する」と主張した。

これに対して、サービス産業労組 Verdi 委員長フランク・ブジルスケは、CDU/CSU 作業部会案を労働協約の存在しない業種においてのみ賃金の下限を設定しようとしているという点でまったく不十分なものと批判した。彼は「CDU/CSU の提案は、さらに何百万もの人々が飢餓賃金で働かねばならないことを阻止するものではない」とし、労組が主張している時給8ユーロ50セントの法定最低賃金を政治的に確定しなければならないと主張した。⁽⁵⁴⁾

以上のように、CDU/CSU が次第に多くの業種への最低賃金の拡大を容認する方向に転じる一方、FDP との交渉が進展しないことに対して、CDU が与党となっている州の一部から今後の選挙を念頭おいた圧力が次第に大きくなっていった。2012年3月に行われたザールラント州議会選挙の結果大連立政権を率いることになったアネグレット・クランプ・カレンバウアーは、その直後に発表された CDU/CSU 議員団作業部会案をただちに支持した。その際、彼女は、世論の状況からしていずれにせよ 2013 年連邦議会選挙後には一般的な最低賃金が導入されることになるとする見通しを示し、「従って、最低賃金を導入するか否かではなく、どのように導入するかという点だけが問題である」と述べて、FDP や経済界の消極的態度を批判した。さらに、彼女は、CDU/CSU 作業部会の提案は SPD や左翼党が要求しているような統一的な法定最低賃金を作り出すものではなく、今なら問題は政府・連立与党側の手中にあるが、連邦議会選挙後には状況は不確かなものとなると指摘して、迅速に行動する必要性を強調した。さらに、彼女は、この問題で連立与党側がイニシアティブをとることにより、野党側から「古典的な有権者動員のための争点」を奪うことができると主張した。⁽⁵⁵⁾

さらに、2012年9月には、CDU 幹部でありチューリンゲン州で大連立政権を率いているクリスチーネ・リーバークネヒトは、最低賃金問題に関する連邦政府の消極的態度を批判し、「行動が必要である」として包括的な最低賃金を導入するための超党派的な立法動議を連邦参議院に提出した。この立法動議は、労使それぞれ7名ずつの代表から成る独立的な委員会が毎年すべての地域及び業種のための拘束的な最低賃金を決定することを想定しており、CDU/CSU 作業部会案よりもさらに踏み込んだ内容となっていた。

リーバークネヒトはこの立法動議を「一般的な法定最低賃金を要求する SPD と労働協約の存在しない業種における一般的な賃金の下限を目指す CDU の提案との間の妥当な妥協」であるとした。彼女はこのような立法動議を提出した理由として、「労働者の5人に1人にあたるほぼ700万の人々が低賃金で働いている」ことを指摘し、「政治家は、正規時間雇用が生活を安定させることのできる所得をもたらし、労働者が付加的に社会的給付に頼らなくても済むように努力しなければならない」と主張した。⁽⁵⁶⁾

この立法動議は連邦参議院の委員会審議に付されたが、連邦議会で可決される可能性はなかつ

たため、実際にはデモンストレーションに過ぎなかった。また、同じくCDU幹部であり、ヘッセン州においてCDUとFDPの連立政権を率いているフォルカー・ブーフイエはリーバークネヒトのこのような行動を批判した。しかし、カレンバウアーやリーバークネヒトの発言と行動は、州レベルでのCDU幹部の危機感、大連立的方向性への傾斜、FDPの硬直的な態度に対する批判の高まりを示すものであった。

他方、FDP指導部は2013年に入っても最低賃金の拡大に対して消極的な態度を崩さなかった。2013年1月には、同党党首レスラーが閣僚を務める連邦経済省は、法定最低賃金が失業率を上昇させるとする文書を公表した。この文書は「法定最低賃金を有するEU諸国の失業率は13%で、最低賃金のないEU諸国における7%という失業率を6ポイント上回っている」と指摘し、「法定最低賃金による協約自治の空洞化は必要な賃金の調整力を縮小させ、労働市場における成果をすぐに消滅させるであろう」との見方を示していた。さらに、「業種ごとの最低賃金のいっそうの拡大も、一般的な最低賃金への流れを作り出すという危険をはらんでいる」として、CDU/CSUの路線に対しても強い警戒感を示していた。⁽⁵⁷⁾

連立与党側のこのような足並みの乱れに対して、SPDは連邦参議院を拠点として攻勢を強めた。2013年1月には、ニーダーザクセン州議会選挙においてマカリスト州首相の率いるCDUが大幅に得票率を低下させて敗北し、SPDが緑の党との連立政権を樹立する見通しとなった。これによって、SPDが単独、あるいは緑の党または左翼党と連立を形成している州は連邦参議院において過半数票を行使できる状態となった。SPDはこの有利な状況を利用して、時給8ユーロ50セントの包括的で一般的な法定最低賃金の導入のための法案を連邦参議院に提出することを表明した。

ザールラント州首相カレンバウアーは、連邦参議院におけるSPD首班の州による法案提出に対して、自らの州政府も「現状の改善をもたらす賃金下限の確定に関して連邦参議院において行われる立法イニシアティブに協力する」というSPDとの連立協定に拘束されていることを理由に、チューリンゲン州による立法動議提出の際と同様に、この法案提出に協力することを表明した。さらに、彼女は、連邦参議院におけるSPDの動きとは関係なく、賃金下限の設定を支持していることを確認し、CDU/CSU連邦議会議員団作業部会案を法制化するようあらためて勧告した。⁽⁵⁸⁾

SPDが連邦参議院に提出すると表明した法案は、同党が緑の党と連立を形成しているラインラント・プファルツ州を中心としてただちに起草された。この法案は、2012年にすでにSPD連邦議会議員団によって合意された骨子に沿ったものであり、以下のような内容であった。⁽⁵⁹⁾

- ・すべての地域と業種に適用される法定最低賃金を導入する。制度導入時点でのその額を時給8ユーロ50セント以上とする。
- ・BDAとDGBのそれぞれ3名の代表及び独立的な専門家3名によって構成される最低賃金委員会を設置し、この委員会が毎年8月末に最低賃金額についての見直しを行い、新しい額を決定する。

- ・委員会の決定に際しては労使の賛成を条件とするが、労使が反対した場合には、連邦政府が政令によって最低賃金額を決定する。その場合には、連邦参議院がそれに賛成しなければならない。
- ・この手続によって決定された最低賃金を下回る賃金額を協定している労働協約は無効とされる。

2013年3月に開催された連邦参議院本会議においては、この法案は7州の賛成を得て可決されたが、その中にはSPD主導政権の州と並んで大連立が形成されているメックレンブルク・フォアポンメルン州（ただしSPD首班）とザールラント州も含まれていた。SPDはこれ以前にもすでに6回にわたって同様の立法動機を提出していたが、可決されたのは初めてであった。この法案可決は、基本的には同年1月のニーダーザクセン州議会選挙における赤緑陣営の勝利によって野党側が連邦参議院における過半数を獲得したことによるものであったが、大連立州の行動は、最低賃金問題に対するCDU内の肯定的雰囲気の高まりを物語るものであった。⁽⁶⁰⁾

(5) FDPの方針転換

このような野党側とCDUの一部の州政治家の動きに対して、FDP院内総務ブリュデーレは「われわれは、連立委員会においてさらに何らかのことは行う追加的なきっかけがあるかどうかを明らかにするであろう」と述べて、漠然とした形でCDU/CSUに対して譲歩する用意があることを示唆した。しかし他方、彼は地域ごと業種ごとの違いを認めるという原則を再度指摘し、野党側が主張しているような包括的な法定最低賃金には反対することをあらためて強調していた。

しかし、連邦参議院において前述した立法動議が可決されると、FDPに対する圧力はさらに強まり、FDP側も譲歩する方向へと向かっていった。連邦参議院の決議直後、FDP党首レスラーは「低すぎる最低賃金は効果がなく、高過ぎればその水準を下回るすべての雇用を消滅させる」と指摘して、「法定最低賃金は秩序政策的に無意味である」というFDPの立場を再確認した。しかし他方で、FDP幹部会は、「すべての人々が自らの努力によって社会的給付なしでやっていけるとい展望を持てるようにしなければならない」という考え方を肯定し、FDPが第2次メルケル政権発足後、200万人以上の被雇用者を有する様々な業種に対して、労働協約に基づく最低賃金を導入したことを指摘した。その上で、同幹部会は「われわれはこの道をさらに進み、すべての業種における賃金の下限のための前提条件を－協約自治と一致した形で－作り出す方針である」とする決議を採択して、CDU/CSUの提案に大きく接近する姿勢を見せた。⁽⁶¹⁾

さらに、新しい党指導部と次期連邦議会選挙の筆頭候補者を選出するために2013年3月上旬に開催されたFDP特別党大会において、レスラー党首は、党が人々の生活の現実の立場に立たねばならないという理由をあげて、最低賃金容認への方向転換をさらに進めることを支持した。彼はFDPが過去60年間にわたって協約自治のために戦ってきたことを指摘した上で、「しかし、このような指摘は、労働協約パートナーが存在しない地域においてはあまり役に立たないという現実

がある」とし、「フェアな賃金が支払われていない場合には、その穴は埋められねばならない」と表明した。この発言は、労働協約が存在しない業種に労使代表から成る委員会によって「賃金の下限」を設定するというCDU/CSUの提案を事実上受け入れたものであった。⁽⁶²⁾

この党大会には最低賃金を支持する2つの動議と、それに反対する3つの動議が提出され、レスラーの表明に対してはFDPの青年組織や党内の経済自由主義を重視するグループが反発したため、党大会としての決議を採択することはできなかった。このため、最低賃金問題に関する議論は5月に再び開催される予定の党大会に持ち越されたが、レスラーの発言は、党指導部がCDU/CSUの提案を事実上受け入れる方向へと大きく踏み出したことを示すものであった。

FDPは2013年5月はじめに同年秋の連邦議会選挙の選挙綱領を決定するための党大会を再び開催した。この時点までに、レスラー党首やブリュデーレ院内総務に加えて、2012年5月に行われた州議会選挙において穏健路線によって議席獲得に成功したノルトライン・ヴェストファーレン州支部長リントナー、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州支部長クビッキー等、党指導部は事実上CDU/CSUとの合意を受け入れることを支持するようになっていた。しかし、この時点でも、FDP内ではザクセン州支部長ホルガー・ツァストローや青年部部长ラッセ・ベッカーのような強硬派がなお最低賃金の拡大に強く反対していたため、綱領草案は、業種ごとの最低賃金を拡大することを支持する「バリエーションA」とそれを拒否する「バリエーションB」の両論併記の形となっていた。

この党大会において、レスラー党首は、協約自治を維持しなければならず、「ドイツにおいて広域的で統一的な法定最低賃金が導入されることには反対する」として、野党の主張しているような法定最低賃金の導入にはあくまで反対することを再度強調した。しかし他方で、彼は時給3ユーロといったような過度に低い賃金を手段とした企業間の「無規律な競争」には反対するとして、うえて、ドイツ国内には強力な協約パートナーが存在しない地域があることを指摘し、「私は、そのような地域の人々に対して、『それは災難でしたね』と言うつもりはない」と述べて、労働協約の存在しない業種にも最低賃金を導入することを明確に支持した。

これに対して、バイエルン州経済相を務め、最低賃金反対派の一人であるマルティン・ツァイルは、同州においては正規時間労働によって生活していけない労働者の比率はわずか0.5%であることを指摘し、「何かの対策をしなければならない状態ではない」と主張した。また、ツァストローも、東部諸州においては業種別ではなく企業ごとに労働協約が締結されている状態がむしろ普通であり、それによって多くの企業が創業されてきたことを指摘した。彼は、そのような地域に労使代表や専門家から成る委員会による最低賃金決定の制度を導入することは、事実上政治的な最低賃金の決定を行うに等しいと批判した。⁽⁶³⁾

以上のように、FDP党大会では、最低賃金問題をめぐって激しい論戦が展開されたが、最終的には僅差で党指導部の方針を反映した選挙綱領案が採択された。この選挙綱領では、「今後とも、賃金の下限は－非中央集権的で細分化された形で－業種ごとに確定されるべきである」ことが確

認められた一方、越境労働者派遣法の改正によってすべての業種において「代表的な」労働協約に対して一般的拘束性を付与する可能性を与えることが容認された。また、労働協約が存在しない場合には、最低労働条件法を「より実践的」な形に改正することによって、賃金の下限を設定する可能性を与えるとされた。⁽⁶⁴⁾

こうして、FDPは最低賃金問題に関してCDU/CSUと同一歩調をとることを明確にした。しかし、前述したように、今や野党側は労組と同調しつつ、連邦参議院を拠点として業種や地域に関係ない時給8ユーロ50セントの一般的な法定最低賃金の導入へと要求をエスカレートさせていた。野党の主張はこの点で連立与党のそれと基本的に異なっており、連邦議会選挙が2013年秋に迫るなかで、議会での本格的な審議を行う時間は次第になくなりつつあった。従って、FDP党大会後、CDU/CSUとFDPは、3月に連邦参議院が可決した法案の連邦議会における審議をできる限り遅らせ、この問題の処理を選挙後に先送りするという方針をとった。

第3章 第3次メルケル大連立政権における法定最低賃金の導入

(1) 2013年連邦議会選挙とメルケル第3次大連立政権の発足

以上のように、2013年連邦議会選挙が行われるまでには、かつては協約自治の尊重を理由に、国家が関与する形での最低賃金導入に反対していたCDU/CSUも、労働協約に拘束される労働者が50%以上となっている業種において、越境労働者派遣法や労働者派遣法に基づいて政府が協約上の最低賃金に対して一般的拘束性を付与するという制度を肯定するに至った。これに加えて、CDU/CSUは、労働協約に拘束される労働者が半数未満の業種や労働協約が存在しない業種においても、労使代表から成る委員会が最低賃金を決定し、政府がそれに一般的拘束性を与えるという方法で、事実上すべての業種に最低賃金を導入するという方針に転換していた。

2013年連邦議会選挙にあたって、CDU/CSUは選挙綱領において「われわれは政治家による賃金決定に反対する」という原則と、統一的で一般的な法定最低賃金に対する反対を確認する一方、以下のように宣言した。「しかし、人々がドイツの至るところでまっとうな賃金を得るための前提条件を作り出すことは政治家の仕事である。従って、労働協約が存在しない場合には、われわれは協約パートナーに法的義務を課す方針である。労使は協力して労働協約上の最低賃金を確定するべきである。」⁽⁶⁵⁾

これに対して、FDPは、労働協約が存在しない業種にもこのような方法によって最低賃金を導入し、「白いシミを残さない」というCDU/CSUの方針に最後まで抵抗したが、連邦議会選挙直前には事実上CDU/CSUに譲歩し、この方針を受け入れる姿勢へと転換していた。

これに対して、シュレーダー政権崩壊以降に左傾化を進めたSPDは、DGBからの要請に応え、連立与党との差別化を図るために、業種ごと地域ごとに異なった最低賃金にとどまらず、さらに包括的ですべての業種や地域に適用される法定最低賃金を導入するという方針を打ち出してい

た。その額は制度発足時点では時給8ユーロ50セントとされていたが、毎年改定されることになっていた。SPDの構想は、独立的な委員会が最低賃金を決定し、連邦政府が政令によってそれに一般的拘束性を与えるという点ではCDU/CSUのそれと同じであったが、委員会に労使代表だけではなく専門家が加わることと、すべての業種や地域に统一的に適用される点が異なっていた。緑の党や左翼党もSPDと同様の主張を掲げて連邦議会選挙戦に臨んでおり、特に左翼党は時給10ユーロ以上の法定最低賃金の導入を要求していた。こうして、連邦議会選挙を前にして、今やすべての主要政党は基本的にあらゆる業種に対して何らかの形で最低賃金を導入することを肯定するに至っていた。⁽⁶⁶⁾

このような状況の下で、2013年9月下旬に行われた連邦議会選挙においては、CDU/CSUは結党以来最低となる33.8%の得票率に終わった2009年選挙と比較して7.7ポイント高い41.5%の得票率を獲得し、1994年以来初めて再び40%の大台を回復した。これに対して、それまで連立与党であったFDPは、CDU/CSUとは逆に党の歴史上最高の14.6%得票率を獲得した前回選挙から過去最低となる4.8%へと得票率を劇的に低下させ、5%阻止条項によって連邦議会の議席を失うに至った。

他方、野党第一党であったSPDは、CDU/CSUと同じく過去3回の連邦議会選挙で続けて得票率を低下させ、特に2009年選挙では11.2ポイントもの得票率低下に見舞われ、過去最低の23%と壊滅的な打撃を受けていた。SPDは2013年選挙においてはこの傾向に歯止めをかけ、得票率を25.7%へと上昇させたが、期待されていたほどの成果を収めることはできなかった。CDU/CSUとSPDとの得票率の差は1957年以来の大きさとなる15.8ポイントへと拡大した。

野党側の小政党である緑の党の得票率は10.7%から8.4%に、左翼党のそれは11.9%から8.6%へと低下し、前回選挙とは逆に、FDPも含めて小政党は2013年選挙においては敗者となった。ただし、緑の党と左翼党はFDPとは異なって、5%阻止条項を明確に越える得票率を獲得することには成功した。⁽⁶⁷⁾

選挙後、第一党となったCDU/CSUは連立形成のための事前協議をSPDと緑の党のそれぞれとの間で10月半ばまで数回にわたって行った。このうち、CDU/CSUと緑の党による「黒緑」連立政権が樹立されれば、連邦レベルでは初めての連立となるはずであったが、緑の党内の反発が大きく、結局同党との事前協議は成功しなかった。これを受けて、10月下旬からはCDU/CSUとSPDによる再度の大連立政権樹立に向かって本格的な連立交渉が開始された。

この事前協議及び連立交渉において、SPD側は最低賃金問題に関しては、「8ユーロ50セントの包括的な最低賃金の合意なしではSPDの政権参加はない」とする選挙戦中からの主張を繰り返し、統一的最低賃金の導入を連立交渉において最も重視する点の一つであるとする姿勢を変えなかった。すべての業種に何らかの形で最低賃金を導入し、労使代表を中心とした委員会によってその額を改定していくという点では、すでにCDU/CSUとSPDの間に大きな差はなかった。ただし、CDU/CSU側は業種ごと地域ごとの差をまったく許容しない統一的な最低賃金の導入には反

対していた。従って、連立交渉における論点は、地域ごと業種ごとの最低賃金の差を許容するかどうか、許容するとすればどの程度にするか、最低賃金を決定する委員会の構成をどのようにするか、SPDの主張するような統一的最低賃金を導入した場合、制度発足時点での最低賃金を時給8ユーロ50セントとするかどうかといった点であった。

連立交渉においては、両党とも表面上は原則的な立場を崩さなかったが、実際には、CDU/CSUは交渉冒頭から、SPD側が選挙前に主張していた増税要求を放棄するのと引き換えに、時給8ユーロ50セントの法定最低賃金を導入するというSPD側の中心的な要求を受け入れる姿勢を見せた。ただし、CDU/CSU側は、その場合でも特定の労働者グループ、地域あるいは業種を例外扱いできる可能性を残すよう要求した。また、CDU/CSUとSPDは、一般的な最低賃金の導入とは関係なく、労働協約に基づく最低賃金を導入するための現行の越境労働者派遣法の適用対象業種をさらに拡大することでも基本的に一致した。しかし、最終的に時給8ユーロ50セントの統一的な法定最低賃金を導入するかどうか、その場合でも地域ごと業種ごとの例外を許容するかどうかといった決定的な点については、作業部会レベルでは決定できず、結局連立与党首脳の政治的判断に委ねられた。

これに対して、メルケル首相は、連立交渉の最終段階である11月下旬にフランクフルトで開催された金属労組の大会での演説において、包括的な最低賃金に対して、「それによって雇用が犠牲にされるという懸念を抱いている」とし、「私自身の選挙区では、多くの人々はSPDによって要求された時給8ユーロ50セントを稼いでいない」と述べて、SPDの要求に対する疑問を強調した。しかし、それにも拘わらず、メルケルは、この問題においてSPDに譲歩しなければ政権を樹立するができないという政治的判断から、SPDの要求に応じることを明言した。⁽⁶⁸⁾

以上のような経緯を経て、2013年11月27日に署名された連立協定においては、最低賃金に関しては以下のように規定された。⁽⁶⁹⁾

- ・2015年1月1日に名目時給8ユーロ50セントの包括的な法定最低賃金を連邦全域で法律によって導入する。この規定の例外とされるのは、越境労働者派遣法に基づく最低賃金だけである。
- ・労働協約に基づく法定最低賃金からの逸脱は、次のような条件の下でのみ可能とする。
 - ①業種レベルでの代表的な協約パートナー間の労働協約による最長2016年12月31日までの逸脱を認める。
 - ②2017年1月1日以降、連邦全体で法定最低賃金を無制限に適用する。
 - ③連立交渉の終了時点で有効であり、2016年12月31日までにその時点で適用される法定最低賃金額に達する最低賃金を規定する労働協約に関しては、引き続き有効とする。
 - ④2016年12月31日までに法定最低賃金額に達しない最低賃金を規定している労働協約に関しては、2017年1月1日以降法定最低賃金を適用する。
 - ⑤2016年12月31日までに法定最低賃金額に達する最低賃金を規定しており、更新あるいは

新たに締結される労働協約をEU法上保護するために、それらの協約を有効期限終了までに越境労働者派遣法の適用対象としなければならない。

- ・労使代表によって構成される委員会が法定最低賃金額を定期的に見直し、必要な場合には調整した後、政令によって一般的拘束性を付与する。初回の見直しは2017年6月10日までに行い、決定された調整額を2018年1月から適用する。
- ・委員会は、労使の頂点団体によってそれぞれ3名ずつ指名される委員と、労使双方によって交互に指名される委員長1名の計7名によって構成する。さらに、労使の提案に基づいて表決権のない学識経験者を委員会に加えることができる。
- ・ミニジョブ規定の枠内で報酬が支払われる名誉職的な活動には最低賃金を適用しない。

これと並んで、連立協定においては以下の点も規定された。⁽⁷⁰⁾

- ・越境労働者派遣法に基づいて業種ごとの労働協約によって決定された最低賃金の有効性は証明されており、従って、同法の適用範囲をこれまで同法において列挙されている業種のみではなく、すべての業種に拡大する。
- ・労働協約法を改正し、労働協約の適用対象となる労働者が50%を下回っている業種においても、労使が労働協約に基づく最低賃金に対する一般的拘束性の付与を政府に対して申請することを可能にする。申請が認められるための前提条件は、当該労働協約に一般的拘束性を与えることに「特別な公益性」があることとする。
- ・①社会保険金庫の機能力を確保できる場合、②経済的に誤った発展の結果を是正できる場合、③当該業種において50%以上の労働者が協約の対象となっていることを労使が証明できる場合には、特にそのような「特別な公益性」があると見なす。

(2) 協約自治強化法案の具体化をめぐる議論

第3次メルケル大連立政権の連立協定締結によって、SPDや労組はかねてから要求してきた統一的な法定最低賃金の導入という目標を実現することになった。しかし、その詳細は必ずしも連立協定において確定されておらず、連立与党内ではすぐにこの問題をめぐる議論が再燃した。

CSU党首ゼーホーファーは、新政権発足直後の2013年12月末、「最低賃金が雇用の消滅をもたらさないよう注意する」ためとして、連立協定で規定されていた名誉職的なミニジョブ従事者だけではなく、収穫補助等の季節労働者、実習生、年金生活者等も最低賃金の適用対象外とすべきであるとの考え方を示した。確かに、連立協定では、法定最低賃金導入に際しての「季節労働者の場合のような問題の可能性」が指摘されていたが、その他の職種については曖昧なままであった。

CSU院内総務ゲルダ・ハッセルフェルト、CDU副党首ユリア・クレックナー、同党経済政策重視派ミヒャエル・フックス、ヘッセン州首相フォルカー・ブーフイエ等も「最低賃金は、例えば新聞配達によって付加的収入を得ようとする学生や年金生活者にとって有意義ではない」と指

摘して、ゼーホーファーの主張を支持した。また、BDAの新しい会長となったインゴ・クラマーも「統一的な法定最低賃金は、労働市場における弱者にとって負担をもたらす」として、立法化にあたっての「細分化、段階的計画、例外」を要求した。自動車産業連盟（VDA）は、特に東部諸州における例外規定を設けることを要求した。⁽⁷¹⁾

しかし、このような要求に対して、SPD左派幹部の一人であり新政権の労相に就任したアンドレア・ナーレスは、「CDU/CSUの一部に見られるファンタジーにも拘わらず、例外は認められないであろう」と述べて、連立協定において明記されている場合以外には最低賃金の例外を一切認めないとする立場を明確にした。DGBに近いシンクタンクであるハンス・ベッケラー財団も、特定の労働者グループ等について最低賃金の例外をいったん認めれば、次第に多くの業種や職能グループが例外規定の適用を認められるという「ドミノ効果」が発生する危険があるとして、それに反対した。同財団のデータによれば、2012年時点で合計525万人の就業者が時給8ユーロ50セント以下の賃金で働いていた。これは潜在的な最低賃金労働者の37%に相当していた。このうち、ミニジョブ従事者の一部と年金生活者及び学生のすべてに例外が適用された場合でも、その比率は23%となり、大きな影響をもたらすと予測された。⁽⁷²⁾

他方で、労組側は法定最低賃金に関する立法手続が開始される前から、すでにその額の引き上げを要求していた。DGB、Verdi、食品飲食店業労組（NGG）等の労組幹部は、労組側が最低賃金の要求額を時給7ユーロ50セントから時給8ユーロ50セントへと引き上げることを決議してからすでに4年が経過していることを指摘し、法定最低賃金導入後にその額を引き上げねばならないことを「自明のこと」と主張した。特に、Verdiは2015年の法定最低賃金導入直後に引き上げを行い、その後迅速に10ユーロ前後へと引き上げることを要求した。

しかし、経済界側はこれに強く反対した。中小企業連盟（BVMW）会長マリオ・オーフェンは、時給10ユーロはもちろんのこと、時給8ユーロ50セントの法定最低賃金でさえ高過ぎるとし、「それは中小企業における雇用に悪影響を与えるであろう。構造的に弱体な地域において数十万の雇用が危険にさらされるであろう。」と警告した。BDAも同様に、「法定最低賃金が高くなればなるほど、雇用にとってマイナスになる危険はますます大きくなる」として、急速な引き上げに反対した。⁽⁷³⁾

ただし、法定最低賃金の急速かつ大幅引き下げに関しては、労組側でも完全な合意があったわけではなかった。DGB内の有力労組の一つである鉱山・化学・エネルギー労組（IG BCE）委員長ミヒャエル・ファシディアリスは「すでに8ユーロ50セントの最低賃金でも、今日それより明らかに低い賃金となっている多くの被雇用者にとっては賃金の明確な上昇になる」と指摘し、それによって労働市場に悪影響が及ばないかどうかをまず見極めた上で、法定最低賃金引き上げの可能性について慎重に判断すべきであるとの立場をとっていた。労組陣営内でのこのような微妙な意見の相違を反映して、DGB総務会は、政府が予定している2018年ではなく2017年に法定最低賃金額の最初の引き上げを行うこと、2018年から引き上げを行う場合には過去3年間の協約賃

金の引き上げを反映したものとすることを要求する方針をとった。⁽⁷⁴⁾

さらに、連立協定において、労働協約法の改正を通じて、今後は当該業種において労働協約に拘束されている労働者が50%未満であっても「特別な公益性」がある場合には「少数派」の労働協約に対して一般的拘束性を宣言することを可能とする方針が示されたことに対して、特に同族企業経営者から大きな反発が起こった。家族企業連盟会長ルッツ・ゲーベルは、ドイツにおいて労働協約が減少してきた理由の一つは「しばしば硬直的な協約の網の目によって必要な柔軟性が欠如している」ことにあると指摘し、連立与党の計画は消極的結社の自由－企業が労働協約に参加しない権利－を侵害するものであると批判した。

しかし、この点に関しては、経済界内でも必ずしも意見は一致しておらず、例えば、建設業界においては、西部諸州の企業が労働協約に対する一般的拘束性付与によって賃金の安い東部諸州の企業に対抗するという動きが従来から見られた。事実、ドイツ建設産業中央連盟幹部は、「公益性を持つ労働協約が組織化されていない企業にも適用される」ことを通じて「フェアな競争が強化される」として、この改正を支持していた。BDAも「特別な公益性」の定義の一部に疑問を呈していたものの、この改正自体には必ずしも反対していなかった。⁽⁷⁵⁾

ナーレス労相が拒否したにも拘わらず、法定最低賃金を例外なくすべての労働者に適用すべきか否かをめぐる議論はその後も続いた。2014年3月には、CDU/CSU労働者派は、労働市場において望ましくない歪みが生じる危険性があることを理由に、SPDと同様に年金生活者や学生といった個別の集団を法定最低賃金の例外扱いとすることには反対した。しかし、CDU/CSU労働者派は、若者が手当額の安い資質向上のための職業教育を受けるより短期的には多くの収入を得られる法定最低賃金での補助労働に就労するという事態を防ぐために、法定最低賃金の適用を21歳以上の労働者とすることを提案した。さらに、CDU/CSU労働者派は、職業紹介困難な資質の低い長期失業者も法定最低賃金の適用対象外とし、そのような失業者に対しては、再就職補助金を支給することによって所得を積み増すことを提案した。

この間、ナーレス労相は2014年2月末以降法案提出に向けて業種別に労使代表との協議を行い、3月半ばには、その締め括りとしてBDA会長クラマー及びDGB次期委員長ライナー・ホフマンとの協議を行った。この協議において、ホフマンは、職業教育契約は労働契約ではないという理由で、職業訓練生に関しては法定最低賃金を適用しないことを認めた。しかし、彼は、それ以外に関しては法定最低賃金適用の例外を認めないとする労組側の立場をあらためて強調した。他方、経営者側は、CDU/CSUと同様に、21歳未満の若者や職業紹介困難な長期失業者等も法定最低賃金適用の例外とするよう繰り返し要求した。

ナーレス労相はCDU/CSU労働者派や経営者団体からのこのような要求に譲歩し、18歳未満の若者を法定最低賃金の適用外とすることを提案したが、この提案は逆に反発を生んだ。CDU/CSU院内副総務フックスは「18歳未満を例外とすることは、そもそも単純な補助労働に8ユーロ50セントという最低賃金を適用することが資質の低い人々を職業教育から遠ざけてしまうという問題

を解決するものではない」と指摘して、少なくとも21歳未満を法定最低賃金の適用外とするべきであると主張した。さらに、彼はミニジョブ従事者、長期失業者、収穫補助労働者等特定の職業グループも法定最低賃金の適用外とすべきであるとし、「ナーレス労相はイデオロギーよりも合理性を優先させるべきである」と批判した。BDAもこれと同様の主張を繰り返した。⁽⁷⁶⁾

最低賃金の例外をめぐるこの対立については、結局3月下旬に開催された連立与党党首会議において政治的妥協が図られることになった。その結果、この会議においては以下のことが合意された。⁽⁷⁷⁾

- ・2015年1月から導入される法定最低賃金に関しては、地域あるいは業種ごとの例外を設けない。
- ・ただし、18歳未満の若者に対しては、職業教育を修了していない場合には法定最低賃金を適用しない。また、ミニジョブの枠内での名誉職的な活動に対しても、法定最低賃金を適用しない。
- ・さらに、企業が1年以上失業状態にあった者を雇用し、同時に連邦雇用エージェンシー（BA）に対して賃金コスト補助金を申請した場合には、就職後6か月間法定最低賃金を適用しない。
- ・法定最低賃金額については2015年1月の制度発足時点でまず8ユーロ50セントとする。労使双方3名ずつの代表と中立的な委員長1名によって構成される最低賃金委員会が、2017年6月10日までに、労働者の適切な最低限保護に寄与し、公正で機能的な競争条件を可能にし、雇用を危険にさらさないために、どのような最低賃金額が適切かを、直近の協約賃金の推移を基準として検討し、最低賃金額を調整する。決定された調整額を2018年1月から適用し、その後は最低賃金委員会が毎年調整を行う。
- ・法定最低賃金に違反した企業に対しては、50万ユーロ以下の罰金を科す。

公式統計によれば、2013年時点での長期失業者110万人のうち、再就職した者は約18万人であったが、そのうち経営者が賃金コスト補助金を申請した者は16,000人とどまっていた。また、CDU/CSUや経済界は、長期失業者に関して少なくとも1年間最低賃金適用の例外とすることを要求していた。従って、この妥協結果は、ナーレス労相がほとんど譲歩しなかったことを意味していた。⁽⁷⁸⁾

しかし、労働省が起草した法定最低賃金導入のための「協約自治強化法案」に関しては、その後も経済界が修正を要求した。前述したように、法定最低賃金導入後も労働協約に基づく業種ごとの最低賃金を設定することは可能であり、2016年末までは法定最低賃金を下回ることも可能であった。その場合、労働協約に拘束される労働者が50%以上となっている業界には越境労働者派遣法が適用されることになっており、そのために同法の適用対象はすべての業種に拡大されることになっていた。また、労働協約に拘束される労働者が50%未満の業種に対しては労働協約法が適用されることになっており、同法もそのために改正される予定であった。

このうち、越境労働者派遣法の改正は、対象業種を拡大するだけでなく、これまでは最低賃

金に関してのみ適用されてきた一般的拘束性を労働時間等他の協約内容にも拡大することを予定していた。他方、労働協約法に関しては、従来からも労働協約全体が一般的拘束性の適用対象であったが、連立協定の時点とは異なって、改正法案では50%条項の廃止に加えて一般的拘束性宣言の前提条件が「特別な公共の利益」から一般的に「公共の利益」を確認できればよいという形に大幅に緩和された。BDAはこの修正を「連立協定を大きく越えるものである」とし、「それは誤ったシグナルを送り、労働協約の拘束性と結社の自由を好きなように使えるという印象を与える」と批判した。

さらに、法案では、発注業者と下請け業者の場合のように企業間に取引がある場合、受注側企業が法定最低賃金規定に違反していた場合には、発注側企業も受注側企業の労働者に対する適正な賃金の事後的支払に関して責任を問われることになっていた。条文の解釈次第では、この責任はサプライ・チェーン全体に及ぶと考えられた。そのため、BDAはこの点を「すべての発注側企業がそのような責任を負うということは非現実的で法外なことである」と非難し、予測不可能でまったく不透明かつコントロール不可能な責任連鎖が生じるとして、このような条文を設けることに反対した。⁽⁷⁹⁾

これに加えて、経営者側は労働時間口座の扱いに関する改正も批判した。自動車産業や金属・電機産業等受注状況によって労働者の労働時間が大きく変動する業種においては、事業状況の変化に応じて雇用と賃金を安定させるという観点から、労働協約に基づいて繁忙期の残業に対する賃金支払を即時に行う代わりに残業時間を労働時間口座に積み立て、事後的に労働時間口座の清算を行っていくという調整方式がとられており、特にバーデ・ヴェルテンベルク州やバイエルン州では、その調整が1年を越えて長期的に行われる「柔軟労働時間口座」が広く普及していた。しかし、この方式では、企業側が残業時間を長期にわたって労働時間口座に積み立てることによって結果的には法定最低賃金を下回る賃金しか支払わなくなる可能性があると考えられたため、協約自治強化法案では、労働時間口座に積み立てられた残業時間を12か月以内に賃金支払によって清算しなければならないとする改正が予定されていた。これに対して、経営者側は、それによって労働時間口座方式の柔軟性が失われる恐れがあることを理由に、このような改正に反対した。⁽⁸⁰⁾

これらの批判を受けて、ナーレス労相は、2014年4月はじめに協約自治強化法案が閣議決定される直前に、さらに法案を修正した。その修正点は、以下の通りであった。⁽⁸¹⁾

- ・企業が1年以上失業状態にあった長期失業者を雇用し、同時にBAに対して賃金コスト補助金を申請した場合にのみ6か月間法定最低賃金の適用を除外するという当初計画を変更し、すべての長期失業者の雇用に対して6か月間の法定最低賃金適用除外を認める。
- ・18歳未満で職業教育を修了していない若者に加えて、学生のインターンシップ、6週間以内の実習、学卒前の実習の場合も法定最低賃金適用の例外とする。
- ・法定最低賃金を支払っていない事業パートナーを有する企業に対して賃金の事後的支払の責任を負わせる場合を故意または重大な過失の場合に限定する。

他方、ナーレス労相は、この時点でも21歳未満の若者を法定最低賃金の適用対象外とすべきであるというCDU/CSUや経済界の要求に対しては譲歩しなかった。また、ナーレスは、労働時間口座に積み立てられた残業時間に対する賃金の支払を1年以内に行わねばならないとする改正規定についても変更しなかった。以上のような最終的修正を加えた形で、協約自治強化法案は2014年4月2日に閣議決定された。⁽⁸²⁾

しかし、経済界側は、法定最低賃金の適用例外の範囲が依然として狭く限定されていること、労働時間口座に関する柔軟性が失われること、企業にとって事業上の関係のある他社の法定最低賃金規定違反にまで責任を問われる可能性があること等に対する反発をなお示した。特に金属・電機産業の経営者団体である全金属連盟は、法案の閣議決定直後にポジション・ペーパーを発表し、「2009年の（金融）危機においては、柔軟労働時間口座によって初めて操業時間短縮労働による雇用の確保が可能になった」として、今後とも労働協約に基づく柔軟な対応を可能にするような開放条項を協約自治強化法案に設けるよう要求した。また、全金属連盟は、工業界においては複雑で長いサプライ・チェーンが存在することを指摘し、法定最低賃金違反に対する責任を直接の子会社に限定するよう要求した。化学工業経営者連盟（VABC）も、協約自治強化法案が「建設的な社会パートナーシップと良好な労働条件によって知られている」化学工業の労働協約に深く介入するものであり、全体として協約自治を制限するものであるとする批判を展開した。⁽⁸³⁾

(3) 協約自治強化法案の議会審議

連邦議会における協約自治強化法案の審議は2014年6月5日から開始されたが、経済界側のごのような不満は、院内副総務ミヒャエル・フックス、経済・エネルギー政策担当議員ヨハネス・プファイファー、連邦議会経済委員会委員長ベーター・ラムザウアー、バイエルン州経済相イルゼ・アイグナー等CDU/CSUの経済政策重視派の政治家たちによっても代表された。彼らは主として法案に規定されている法定最低賃金適用の例外の範囲が狭すぎるとし、農業の収穫補助作業に従事する季節労働者、法案の規定ではカバーできない一部の職業実習生、新聞配達員等に例外扱いを拡大するよう要求した。さらに、彼らは職業教育を修了していない18歳未満の若者を例外の対象とするという点についても、年齢の下限を21歳未満に引き上げるべきであるというかねてからの要求を繰り返した。

アイグナーは実習生に関して計画されている法定最低賃金の例外規定を批判した。アイグナーによれば、確かに法案では短期的で義務的な実習生を法定最低賃金の例外とすると規定されているが、このような規定では、通常学業に付随して行われる実習の多くは法案で予定されている義務的実習の定義を満たしておらず、従って法定最低賃金の適用対象となると解釈できた。彼女は、「従って、若者にとっての利益となるように、この点で法案を修正しなければならない」と主張した。フックスもアイグナーと同じ点を指摘し、「2か月にわたって企業で実習を行い、何も学んでいない者が、職業訓練生よりも多くの賃金を受け取るというようなことはあり得ない」と批判し

た。⁽⁸⁴⁾

CDU/CSU 経済政策重視派のこのような法案修正の要求に対して、ナーレス労相は「(既存の労働協約に基づく移行措置の終了する) 2017年1月1日以降、すべての業種とすべての労働者に対して8ユーロ50セントの最低賃金が適用される」ことを再確認し、法案の修正を基本的に拒否する姿勢を見せた。SPD 幹事長ヤスミン・ファヒミも「われわれは、低賃金のための新たな隙間を有する最低賃金には賛成しないであろう」と述べて、例外の拡大に反対する姿勢を明確にした。ナーレスやSPD だけではなく、CDU/CSU 社会政策重視派も「議論の終了」と「例外なき確固たる最低賃金」の導入を要求した。さらに、CDU/CSU 首脳も同様の方針を示した。CSU 党首ゼーホーファーもこの時点では、「移行段階」において最低賃金の例外を設けることを支持したものの、「彼女は確かに正しく、われわれは2017年以降すべての人々に最低賃金を適用すべきであるということ協定した」と述べて、ナーレスを支持した。⁽⁸⁵⁾

このような対立は、確かに協約自治強化法案の細部をめぐる小競り合いの様相を呈するものであった。しかし、それらの批判は、2005年の第1次メルケル大連立政権の発足以降、党が次第にSPD 寄りの社会保障・労働政策重視の方向性を強め、経済政策重視派の比重が党内で低下しつつあるという不満を背景としたものであった。

CDU/CSU 経済政策重視派のこのような不満と不信は、法定最低賃金の導入を必ずしも拒否しないが、最低賃金の決定プロセスが政治化されることにより、結果的には協約自治全体が空洞化するのではないかという経済界の不安を反映するものでもあった。BDA 会長クラマーは、議会での法案審議が開始された後も、「法案は現状の形態では協約自治を損ない、(若者や失業者の) 就職へのチャンスを低下させる」として、その「根本的な修正」を要求した。彼は、代表制的な労働協約(に基づく最低賃金)が今後とも国家によって確定される最低賃金よりも優先されねばならないとし、「さもなければ、ドイツにおける協約自治は大きな損失を被るであろう」と主張して、法定最低賃金適用の例外の拡大や労働時間口座の柔軟性の維持等に関する要求を繰り返した。⁽⁸⁶⁾

これに対して、DGB を中心とする労組側の公式の立場は統一的な法定最低賃金の導入であった。しかし、実際にはこの要求の主唱者は、前述したように、どちらかと言えば労働協約の拘束率が比較的低いVerdi、特にその委員長ブジルスケであった。それに対して、DGB 内で最大の勢力を有する労組である金属労組のような組合は、すでにこれまでも独力で最低賃金を含む労働協約を経営者団体との間で締結しており、地域別産業別労働協約を過度に制限するような法定最低賃金の導入に対しては、実際には必ずしも積極的であったわけではなかった。それゆえ、法定最低賃金の立法手続が進むにつれて、金属労組は協約自治が広範な制限を受けるのではないかという懸念を次第に強めるようになった。

このような背景の下で、2014年6月上旬になると、金属労組委員長デトレフ・ヴェッツェルは、法定最低賃金導入の際の法律による最低賃金額の確定に加えて、2018年以降予定されている最低賃金額の調整手続も政治的なものになるのではないかという懸念を表明するようになった。彼は、

最低賃金委員会による最低賃金額の調整という制度が導入されれば、毎年行われる調整が政党、社会福祉団体、経済団体による「やかましいBGM」の下で政治的思惑によって左右されるようになり、その結果、「これまですべての方面から容認されてきた形態での協約自治をも損なう可能性がある」と警告した。

さらに、彼は、最低賃金委員会の活動がドイツにおける労働協約政策全体に対してできる限り大きな影響力を及ぼすよう意図的に仕向けられるようになり、最低賃金委員会によって「大騒ぎを伴う交渉の末に決められる連邦全体での最低賃金の引き上げ率が、最終的にはすべての業種の協約交渉にとっての公的な賃金指針のような効果を発揮する」可能性さえあると指摘した。そのうえで、ヴェッツェルは、「決定的なことは、最低賃金の引き上げが常に産業別労働協約の締結を後追いする形で行われるべきであり、その逆であってはならない」とし、労働協約に基づく賃金の推移を基準として最低賃金の引き上げを行うことによって、法定最低賃金額決定の政治化と手段化を阻止することができるとの見方を示した。⁽⁸⁷⁾

ヴェッツェルのこの主張は、法案で予定されているように産業や地域に無関係に中央で決定される法定最低賃金が導入されれば、結果的には協約自治が掘り崩されるのではないかという懸念に関して、結果的に経営者団体による批判と一致していた。この状況を背景として、協約自治強化法案の議会審議が開始されるのと前後して、BDA 会長クラマーと DGB 委員長ホフマンは、法定最低賃金の引き上げを法案で予定されているように毎年行うのではなく、2年ごとに行うよう共同で要求した。

経営者側はともかく、労組側が法定最低賃金額調整の間隔を延ばすよう要求することは一見奇妙であったが、この要求の背景には、そのような懸念があった。特に、金属労組や鉱山・化学・エネルギー労組 (IG BCE) のような相対的に高い組織率を有する労組は、労働協約交渉の直前に最低賃金委員会が法定最低賃金の引き上げ率を決定してしまったような場合、それを上回る高い賃金引き上げ率を要求することが困難になってしまうことを懸念していた。ホフマンが最低賃金委員会による法定最低賃金額の見直しを法案のように1年ごとではなく2年ごととすべき理由として、「1年を上回る有効期間を持つ労働協約を締結するという一般的なやり方に合致している」ことをあげ、「重要なことは、最低賃金の調整が定期的な労働協約交渉に続いて行われることである」と述べたことは、労働協約の結果が法定最低賃金引き上げの指針となるべきであり、その逆ではないというヴェッツェルの主張を繰り返したものであった。⁽⁸⁸⁾

協約自治強化法案の議会審議の過程で、組織率や労働協約による拘束率が高い産業を中心とした労使代表が協約自治の優先性を強調したことは、議論に混乱とねじれを引き起こした。SPDは第2次メルケル政権時代には、イギリスの例等にならって最低賃金委員会に労使代表だけではなく学識経験者等を加えるというモデルを提案しており、協約賃金の推移だけではなく、より広い経済的社会的状況を踏まえた法定最低賃金額の決定方法を支持していた。これに対して、CDU/CSUは協約自治が損なわれることを理由に、最低賃金委員会に学識経験者等を参加させることに

反対していた。しかし、協約自治強化法案の議会審議過程でDGBやBDAが上記のような主張を展開すると、SPDもその方向へと転換し、労使代表によって構成される最低賃金委員会において協約賃金の推移を主要な指標として2年に1回法定最低賃金額の見直しを行うという方法を支持するようになっていった。

他方、CDU労働者派副会長であり、連邦議会労働社会委員会のメンバーでもあったマティアス・ツィマーは、イギリスの最低賃金委員会の視察結果等を根拠として、労使代表が協約賃金の推移等を基準として単純に法定最低賃金の引き上げを行うことに反対し、「法案において予定されている最低賃金委員会は、その時々最新の経済的発展に照らして法定最低賃金について交渉し、その結果を慎重に根拠づけるという努力をしなければならない」と主張した。さらに、彼は、そのような観点から「学識経験者を加えることによって委員会の権威を高めることは、非常に考慮に値することである」との立場をとった。

このような考え方はツィマー1人にとどまるものではなかった。緑の党議員団労働市場政策スポークスマンであるブリギッテ・ポトマーも彼と非常に似た考え方を示し、「最低賃金が、それに先立つ産業ごとの協約賃金の決定を反映する指標に単に従うだけであれば、その引き上げがその時々最新の経済・労働市場の状況に合致しないという大きな危険が生じる」と指摘した。そのうえで、ポトマーも最低賃金委員会に学識経験者を加えることを支持し、「それによってのみ、最低賃金委員会は日常政治的な利害対立を超越した存在であるという評価を得られる」と主張した。⁽⁸⁹⁾

単純に協約賃金の推移を基準として法定最低賃金額の見直しを行うべきではないという考え方は、CDU/CSU経済政策重視派の一部からも提起された。CDU/CSU中小企業連盟会長カルステン・リンネマンは、法案において最低賃金委員会が最低賃金額の調整を行う際に直近の協約賃金の推移を基準の一つとする点とされている点を批判し、「われわれがこのオートマティズムを法律に書き込むならば、最低賃金委員会はその存在意義を失うであろう」と主張した。彼によれば、法定最低賃金額を協約賃金の推移と連動させるということになれば、最低賃金委員会による審議は必要なく、毎年の最低賃金額の決定は「連邦統計庁からのファックスで十分である」ということになると考えられた。CSU院内総務ゲルダ・ハッセルフェルトも、最低賃金の定期的な調整の際に「オートマティズムが採用されてはならない」と述べて、リンネマンを支持した。

リンネマン等は、このような「オートマティズム」が協約自治の空洞化をもたらすと主張したが、ヴェッツェルによれば、ツィマーやリンネマン等の解釈は、労使代表以外が加わる最低賃金委員会が実際に審議を行う場合に大きな裁量の余地を与えられ、予測不可能な影響にさらされる可能性があることを理解していないものであった。⁽⁹⁰⁾

法案に対するこれらの批判に対処し、議論の混乱を収拾するため、6月末には連立与党首脳会議が開催され、法案の修正と最終的な合意が図られた。その結果、最低賃金をすぐに適用すると経済的に成り立たなくなると考えられた新聞配達員や農業補助労働者に関しての例外が設けられ

ることになった。また、一部の実習生に関しても、職業教育期間の手当と法定最低賃金との整合性を保つため、若干の変更が行われることになった。その内容は以下の通りであった。⁽⁹¹⁾

- ・ミニジョブ従事者として雇用される新聞配達員に関しては、一般的拘束性を宣言された労働協約を基礎とする場合にのみ 2016 年末まで法定最低賃金を下回る賃金を設定してもよいとする規定の適用の例外とする。新聞社は、労働協約に基づかない場合でも、新聞配達員に対して 2015 年に最低賃金を 25%、2016 年に 15% 下回る賃金を設定してよいこととする。
- ・農業の収穫補助労働者に対しては、一般的拘束性を宣言された労働協約に基づいてのみ 2016 年末まで法定最低賃金を下回る賃金を設定してよいという規定を適用する。ただし、完全には社会保険加入義務のない労働契約に基づく最長雇用期間を一時的に年間 50 日から 70 日に引き上げることによって、雇用主の負担を軽減する。また、主として外国人季節労働者が経費と旅費を支給される場合には、法定最低賃金から一定の必要経費を控除してもよいこととする。
- ・法的に承認された義務的実習生の場合には法定最低賃金適用の例外とし、その他の実習生の場合には実習開始後 6 週間を経過した場合には法定最低賃金適用の対象とするという当初案を修正し、義務的実習以外の実習生に対しては実習開始後 12 週間を経過した場合に法定最低賃金を適用することとする。

このような修正に対して、フックス等 CDU/CSU 経済政策重視派の政治家の一部は、このように一部の業種に対してのみ選択的に優遇を行うことは憲法上疑わしいやり方であるとし、「むしろ、すべての企業と業種にとって最悪な法案の問題点を除去することを目標としなければならない」と批判した。また、SPD 左派や Verdi 等労組の一部も、これらの修正を個々の業種の経営者の特殊利益に追従するものであるとし、連立与党が一般的な法定最低賃金を「ほとんどコントロールできない穴だらけのつぎはぎ細工」にしつつあると批判した。

これに対して、連立与党首脳は、それらの批判を「十分な情報を得ていないか、部分的に誤った情報に基づくもの」とし、新聞配達員や農業補助労働者に関する修正は 2016 年末までの規定の実践的なあり方に関するものであり、2017 年以降法定最低賃金はすべての業種及び雇用関係に例外なく適用されると反論した。⁽⁹²⁾

他方、6 月末の修正では、法定最低賃金の適用除外年齢を 18 歳未満とすることや、最低賃金委員会による法定最低賃金額調整の頻度と基準といった点については触れられていなかった。経営者団体や労組はこれらの点に関する修正要求をその後も繰り返したため、2014 年 7 月はじめの連邦議会における法案採決の直前になって、連立与党首脳は法案をさらに次のような点で修正することについて合意した。⁽⁹³⁾

- ・最低賃金委員会の設置と審議開始を当初計画よりも 1 年前倒しし、最初の法定最低賃金額の見直しを 2017 年 1 月に行う。
- ・法定最低賃金額の見直しを当初計画のように毎年ではなく、2 年に 1 回とする。

これらの修正は、労働協約による賃金決定を優先し、それを基準として法定最低賃金額の調整を行うことによって、法定最低賃金額決定プロセスが政治化することを防止するという労使代表の要求に沿ったものであった。ただし、法案の条文においてそのことを明記するという労使団体の要求は受け入れられず、「労働者の適切な最低限保護に寄与し、公正で機能的な競争条件を可能にし、雇用を危険にさらさないために、どのような最低賃金額が適切かを検討する」という最低賃金委員会の任務は変更されなかった。また、手工業中央連盟（ZDH）会長ハンス・ペーター・ヴォルザイターとドイツ商工会議所（DIHK）会頭エリック・シュヴァイツァーは連立与党の両院内総務に緊急書簡を送り、「法定最低賃金が18歳以上のすべての若者に適用されれば、すぐに職業訓練生は減少し、職業教育を途中で放棄する者が増えるであろう」とする指摘を繰り返したが、法定最低賃金の適用除外年齢を18歳未満とするという点も変更されなかった。⁽⁹⁴⁾

以上のような経過を経て、協約自治強化法案は2014年7月3日に連邦議会において連立与党と緑の党による圧倒的多数の賛成で可決された。ナーレス労相は、採決に先立っての演説において、この法案を「労働・社会政策の一里塚」であり、「労組の成功と大きな貢献」であると評価した。さらに、彼女はDGB前委員長ミヒャエル・ゾンマーの功績を讃え、「ゾンマーは12年間にわたる長い任期を最低賃金に捧げた」と賞賛した。CDU/CSU議員団労働市場政策スポークスマンであるカール・シーバーリングも「この法律は公正さを目標としており、協約自治を強化するであろう」と評価した。これに対して、BDA会長クラマーは、法案可決後、新しい法定最低賃金の導入を「連邦共和国史上最も脅威となる労働協約交渉への介入」であると批判した。⁽⁹⁵⁾

これに続いて、協約自治強化法案は7月11日には連邦参議院においても可決され、最終的に成立した。採決にあたっては、CDUとFDPが連立を形成しているザクセン州だけが法案に反対した。FDP同州支部が「統一の最低賃金は協約自治を空洞化し、小企業を破壊し、特にドイツ東部において雇用を消滅させる」と非難したことから、ザクセン州は連立協定に従って法案に賛成することを拒否した。⁽⁹⁶⁾

結論

1990年の統一後、ドイツは実勢レートを無視した通貨統合、旧東ドイツ地域再建のための巨額の財政移転、同地域での過剰投資と過剰消費及びそれに伴う輸入増、インフレ抑制のための金利の高め誘導等から不況に陥った。さらに、1990年代半ばまでには、このような状況が単にドイツ統一の反動ではなく、賃金コストの高さ、短く柔軟性に欠ける労働時間、経済活動や労使関係に関する複雑かつ厳しい規制、手厚過ぎる社会保障といった「構造的要因」によるものであるという見方が広がった。

これに対して、当時のコール政権は、緊縮財政による政府規模の抑制、財政の健全化と賃金付

随コストの抑制を通じた企業に対する税・社会保険料負担の緩和、雇用関係の柔軟化等による投資環境の改善によって経済を活性化させるという政策指向を強化したが、状況の悪化を食い止めることができないまま1998年連邦議会選挙において敗北した。

コール政権に代わって登場したSPDと緑の党の連立によるシュレーダー政権は、発足当初は伝統的な社会民主主義路線を標榜するSPD党首ラフォンテーヌの下でコール政権の路線を激しく批判していた。しかし、ラフォンテーヌがわずか半年足らずで失脚した後は、シュレーダー政権は大きく路線を転換し、前政権崩壊の原因となった内政面での行き詰まりに対処すべく、財政・経済・社会保障・労働市場といった広範な政策分野において、様々な改革を次々と実施した。

これらの改革は、財政緊縮やそれと連動した社会保障支出の圧縮、売上税(付加価値税)の引き上げ等の国民に対する負担増、有期雇用や解雇保護等に関する規制の緩和といったコール政権時代の計画に近い結果をもたらした。そのため、SPD左派や労組は次第にシュレーダー首相に対する反発を強め、実施された改革の修正を要求するとともに、一部では党を離脱して新党を結成する動きも起り始めた。野党だけではなく党内や労組からの激しい反対に遭遇したシュレーダー等政府首脳は、状況を打開するために2005年に連邦議会を解散するというドイツにおいては制度上希な行動に出る一方、この選挙の直前から次第に党内左派や労組との妥協を図るべく、改革路線を修正し始めた。

この間、野党となったCDU/CSUは、政府やSPDとの差別化を図るため、コール政権時代に野党側から「新自由主義的」と批判された路線をさらに強化した。その延長線上で行われた2005年連邦議会選挙においては、CDU/CSUは「どのような問題も美化しない」と宣言し、2013年を目標とする財政の均衡化、企業に対する大幅減税、売上税税率の2ポイント引き上げ、年金支給開始年齢の引き上げ、公的医療保険の定額保険料制度への転換、労働者の税控除削減や手当への課税の強化等を含む選挙綱領を掲げて選挙戦を戦った。

このような状況の下で行われた2005年連邦議会選挙では、投票率自体が過去最低の77.7%に低下するとともに、CDU/CSUの得票率は勝利確実と言われた事前の予測を大きく下回って35.2%となる一方、SPDの得票率も1998年選挙当時と比較して6.7ポイント低い34.2%に終わり、両大政党の合計得票率が初めて70%を下回るという結果となった。

ドイツにおいて法定最低賃金導入の議論が高まった根本的な背景については前述したが、この議論は以上のような政治状況を背景としても展開された。シュレーダー政権末期に法定最低賃金導入の要求が提起された理由の一つは、2005年に導入されたハルツ第4法手当制度に対する激しい批判であり、この批判に対処しなければならないという危機感はSPD左派だけではなく、党首脳の間でも共有されていた。ラインラント・プファルツ州首相でもあったクルト・ベックが「ドイツにアメリカのような雇用関係があってはならない」と発言したことは、それを象徴するものであった。⁽⁹⁷⁾

ただし、本稿においても指摘したように、従来の協約自治システムを大きく変更することにな

る法定最低賃金導入に対しては、実際には労組陣営内でも温度差があり、SPD右派も協約自治への重大な介入であるとして反対した。このため、SPDは2005年連邦議会選にあたって、まずすべての業種において労働協約に基づく最低賃金の導入を目指すとする立場をとった。これに対して、CDU/CSUは協約自治の原則を強調して法定最低賃金に反対していた。

しかし、CDU/CSUは2005年連邦議会選挙における予想外の低迷から、この選挙後に樹立された第1次メルケル大連立政権の下でそれまでの方向性を転換し、「中道」路線を強調し始めた。その一環として、CDU/CSUは「コンビ賃金」路線を事実上放棄するとともに、法定最低賃金の導入には反対し続けたものの、越境労働者派遣法等の適用業種を拡大し、すべての業種に最低賃金を導入するというSPDの方針を事実上受け入れるに至った。この結果、第1次メルケル政権時代には、越境労働者法等の改正が進み、業種ごとの最低賃金導入の動きは大きく広がった。この間、SPDもシュレーダー政権時代に党内左派や労組から大きな抵抗に遭遇した政策を修正する方向性を強め、法定最低賃金の導入に関して一応一致した立場を確立したDGBと同調して、業種・地域ごとの最低賃金だけでなく、統一的な法定最低賃金を導入するという主張を前面に押し出した。

2009年連邦議会選挙後には、CDU/CSUとFDPによる第2次メルケル中道右派政権が樹立され、FDPは法定最低賃金導入に対する反対を強調したが、CDU/CSUは大連立政権時代の「中道」路線への傾斜をさらに強め、法定最低賃金に対する反対をもはや明言しなくなった。その背景には、2005年連邦議会選挙以降、CDU/CSUが「国民政党」であろうとする限り、FDPとは異なって必ずしも経済自由主義的な有権者から支持を得るだけでなく、ドイツ的社会国家の再編に不安を抱く党員や支持者を無視できないとする考え方を強めていたことがあった。さらに、第2次メルケル政権においてFDPが経済自由主義的路線の強化を目指し、野党となったSPDがそれに対する批判を強めたことによって、CDU/CSUにとっては、政権内で独自色を出しつつSPDに対抗する必要からも、「社会的公正」への配慮の姿勢を示す必要が高まった。

このような背景から、かつては協約自治への介入と法定最低賃金の導入に反対していたCDU/CSUと、依然としてそれに反対しているFDPが連立政権を樹立しても、それまでの流れは変化しなかった。労働者派遣業等、前政権時代に積み残されていた業種レベルでの最低賃金導入がSPDとの交渉の下に実現されるとともに、CDU/CSUは「賃金の下限」という表現で事実上法定最低賃金に対する反対を放棄することを示唆し始めた。CDU/CSUのこのような変化に対して、FDPは業種ごとの最低賃金の拡大や法定最低賃金へ向けての動きを阻止するという強硬路線を維持することが次第に困難となり、徐々に妥協的な方向へと向かっていった。

最低賃金問題に関するCDU/CSU側のこのような方針転換には、党内での経済政策重視派の力の低下も反映されていた。CDU/CSU内で経済界の利益を代表するグループとしては、1956年に党の下部組織として結成され、最も長い歴史を有するCDU/CSU中小企業経済連盟(MIT)、1963年にCDU/CSU労働者委員会(CDA)に対抗して結成されたCDU/CSU・経済評議会(このグ

ループは公式には党組織ではなく、独立的な団体である)、経済界に近い議員の集まりである中小企業議会グループ(PKM)があった。しかし、彼らの中で最も有力なリーダーの一人であり、将来のCDU党首候補とも見られていたフリードリッヒ・メルツ元院内総務が2000年代はじめにメルケルとの権力闘争に敗北して事実上失脚した後、これらのグループは次第に影響力のあるリーダーを欠く状態となっていた。2005年連邦議会選挙以降、メルケルがSPDとの妥協の下で経済的自由主義よりも「社会的公正」を強調する中道路線へと転換するなかで、党内での彼らの影響力はますます低下していった。

こうして、2013年連邦議会選挙の結果、再び大連立政権が樹立されることになった時、この選挙において議席を失ったFDPを含めて、すべての主要政党は事実上法定最低賃金の導入を支持するか、少なくとも反対を放棄するに至っていた。従って、CDU/CSUはSPDの強硬な要求に対してやむなく法定最低賃金を受け入れたというよりも、むしろそれによって、それまでに進めてきた方針転換を公式化させたと言った方が正しかった。連立交渉において最低賃金問題を審議した労働社会政策作業部会の両党代表となったのは、CDU/CSU社会政策重視派のフォン・デア・ライエン元労相とSPD幹事長で同党左派に属するアンドレア・ナーレスであり、この作業部会のCDU/CSU側代表の中で事実上経済界の利益を代表していたのは、MIT会長となっただけで影響力の低かったカルステン・リンネマンだけであったことは、それを物語っていた。

以上のように、政党政治の面から見た場合、ドイツにおける法定最低賃金の導入は、2000年代前半までの改革論争を経て勢力を消耗させたCDU/CSUとSPDの両大政党が、イデオロギーよりも多数派からの支持を獲得することに徹するという方向性を強めた結果、政策の収斂化がもたらされた例の一つであると言える。法定最低賃金の導入をめぐる議論の重点が、時を経るにつれて協約自治との整合性といった原理原則の問題ではなく、どのような例外措置を設けるかといった細部の問題へと移っていったことは、それを示している。

このような状況は、法定最低賃金の導入だけではなく、徴兵制の廃止、社会保険改革、原子力発電からの撤退、幼児の公的保育に対する法的請求権の導入といった様々な政策分野において見られる。有能な実務家ではあるが、「現実を計画に適合させるのではなく、計画を現実に適合させる」「イデオロギー的上部構造を持たない」政治家であると指摘されることのあるメルケル首相は、このような政治状況に最も適合した指導者であるとも言える。⁽⁹⁸⁾しかし、それは同時に、アイデンティティの揺らぎと安定した支持基盤の喪失を経験しつつあるドイツの大政党の置かれた状況をも反映している。

(1) 山本陽大「産業別労働協約システムの国際比較」日本労働研究雑誌、No.652、2014年、74頁以下。同論文は、フランスとの比較という視点からドイツの協約自治システムの特徴と近年の変化の持つ意味について指摘している。

(2) OECD iLibrary, Trade Union Density in OECD countries, <http://stats.oecd.org/viewhtml>.

- aspx?datasetcode=UN_DEN&lang=en#; Union members and employees, http://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=U_D_D&lang=en (2015年9月27日現在); Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliches Institut in der Hans-Böckler-Stiftung, WSI-Tarifarchiv 2015, Statistisches Taschenbuch, Düsseldorf 2015, 1.9.1.10.
- (3) 横井正信「『景気・雇用対策サミット』から大連立へ（Ⅰ）」福井大学教育地域科学部紀要第Ⅲ部社会科学、第62号、2006年、89頁以下; Frankfurter Allgemeine Zeitung für Deutschland (以下FAZと略称) vom 25. August 2008; FAZ vom 9. Juni 2009.
- (4) これらの諸法律の内容と、ドイツにおける最低賃金をめぐる議論については、日本においても以下の諸論文において詳細かつ有益な紹介と分析がなされている。齋藤純子「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」外国の立法236号、2008年、75頁以下; 齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」レファレンス、2012年2月号、27頁以下。
- (5) 第2次シュレーダー政権から2005年連邦議会選挙にかけての経緯については、横井前掲論文及び横井正信「『景気・雇用対策サミット』から大連立へ（Ⅱ）」福井大学教育地域科学部紀要第Ⅲ部社会科学、第63号、2007年、169頁以下参照。
- (6) 第1次メルケル大連立政権樹立時の労働市場政策に関する連立協定については、Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit. Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD, 11. November 2005, S.28ff. 同政権における最低賃金問題をめぐる経緯については、齋藤前掲論文、2008年、84頁以下、齋藤前掲論文、2012年、35頁以下及び横井正信「メルケル大連立政権の改革政策と連立与党の停滞（Ⅱ）」福井大学教育地域科学部紀要第Ⅲ部社会科学、第65号、2009年、13頁以下参照。
- (7) ただし、ANBZと同じくAGVと対立していたもう一つの経営者団体である宅配便・郵便サービス連盟(BdKEP)はPinグループ及びTNTとともに2008年1月に協約自治の侵犯を理由にAGVとDGBの労働協約に一般的拘束性を宣言した政令を無効にするようハンブルク及びベルリンの行政裁判所に訴訟を起こした。これに対して、ベルリン行政裁判所は3月にこの訴えを認め、AGVとVerdiの協約に政令を通じて一般的拘束性を宣言しても、他の協約は排除されないとする判決を下した。政府側はこれを不服として上級裁判所に控訴したが、2010年1月に連邦行政裁判所は最終的に政府の一般的拘束性宣言を無効とする判決を下した。
- しかし、他方では、2008年3月にはANBZがGNBZ幹部を買収し、御用組合を作らせていたことが発覚し、Verdiは告発を行った。これに対して、ケルン労働裁判所は2008年10月にGNBZを「労働協約を締結する資格のない団体」とする判決を下した。FAZ vom 10. Januar 2008; FAZ vom 8. März 2008; FAZ vom 19. Dezember 2008; FAZ vom 29. Januar 2010. 齋藤前掲論文、2012年、35頁以下; 横井前掲論文、2009年、39頁。
- (8) 横井前掲論文、2009年、28頁以下。
- (9) 労働者派遣法の正式名称は「営業上の目的のための労働者派遣の規制に関する法律 (Gesetz zur Regelung der gewerbmäßigen Arbeitnehmerüberlassungsgesetz - AÜG)」であり、ドイツ国内での派遣労働について規定している。これに対して、越境労働者派遣法の1996年の制定当初の正式名称は「国境を越える労働役務提供の際の強制的労働条件に関する法律 (Gesetz über zwingende Arbeitsbedingungen bei grenzüberschreitenden Dienstleistungen)」であったが、2009年の改正時に「国境を越えて派遣される労働者及び通常国内で雇用される労働者のための強制的労働条件に関する法律 (Gesetz über zwingende Arbeitsbedingungen für grenzüberschreitend entsandte und für regelmäßig im Inland beschäftigte Arbeitnehmer und Arbeitnehmerinnen)」と改称された。この法律は、通常「Arbeitnehmer-Entsendegesetz - AEntG」と略称されている。Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.83, Ausgegeben zu Bonn, am 11. August 1972, S. 1393; Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.11, Ausgegeben zu Bonn, am 29. Februar 1996, S.227; Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.20, Ausgegeben zu Bonn, am 23. April 2009, S.799.
- (10) FAZ vom 14. und 22. Januar 2009.
- (11) Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 16/200, Berlin, Donnerstag, den 22. Januar 2009, S.21607ff. 改正された最低労働条件法に関しては、Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.21, Ausgegeben zu Bonn, 27. April 2009, S.818.

- (12) FAZ vom 31. August 2009.
- (13) FAZ vom 1. und 15. September 2009; FAZ vom 22. Oktober 2010.
- (14) FAZ vom 15., 16. und 21. September 2009.
- (15) 2009年連邦議会選挙のCDU/CSUの選挙綱領における労働市場政策面の公約に関しては、WIR HABEN DIE KRAFT - GEMEINSAM FÜR UNSER LAND. REGIERUNGSPROGRAMM 2009-2013, Verabschiedet in einer gemeinsamen Sitzung des Bundesvorstands der CDU und des Parteivorstandes der CSU, Berlin, 28. Juni 2009, S.29ff. FDPの選挙綱領における労働市場政策面の公約に関しては、Die Mitte stärken. Deutschlandprogramm 2009, Programm der freien Demokratischen Partei zur Bundestagswahl 2009, beschlossen auf dem Bundesparteitag vom 15.-17. Mai 2009 in Hannover, S. 10ff.
- (16) SPDの選挙綱領における労働市場政策面の公約に関しては、Sozial und Demokratisch. Anpacken für Deutschland. Das Regierungsprogramm der SPD, Berlin 2009, S.31ff.
- (17) FAZ vom 16. Oktober 2009. 2009連邦議会選挙の結果については、Karl-Rudolf Korte (Hrsg.), Die Bundestagswahl 2009. Analysen der Wahl-, Parteien-, Kommunikations- und Regierungsforschung, Wiesbaden 2010; Richard Hilmer, Bundestagswahl 2009: Ein Wechsel auf Raten, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 1, 2010, S.147ff. 連立交渉の経緯については、Thomas Saalfeld, Regierungsbildung 2009: Merkel II und ein unvollständiger Koalitionsvertrag, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 1, 2010, S.181ff. CDU/CSUとFDPの労働市場政策に関する連立交渉については、WACHSTUM. BILDUNG. ZUSAMMENHALT. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode, S.21ff.
- (18) FAZ vom 6. Oktober 2009.
- (19) FAZ vom 23. Oktober 2009; FAZ vom 19. und 23. Dezember 2009; FAZ vom 21. Mai 2010.
- (20) Aktenzeichen 23 TaBV 1016/09; FAZ vom 11. April 2009; FAZ vom 8. Dezember 2009.
- (21) Aktenzeichen 1 ABR 19/10; FAZ vom 15. Dezember 2010; FAZ vom 28. Februar 2011.
- (22) FAZ vom 12. und 14. Januar 2010; FAZ vom 5. Oktober 2010; FAZ vom 16. Dezember 2010.
- (23) FAZ vom 5. und 13. Oktober 2010.
- (24) FAZ vom 15. April 2011.
- (25) FAZ vom 2. September 2010; FAZ vom 5. Oktober 2010.
- (26) FAZ vom 13. und 14. Juli 2010.
- (27) FAZ vom 26. November 2010.
- (28) ハルツ第4法手当を含むシュレダー政権時代のいわゆる「ハルツ改革」の経緯とその内容に関する邦語文献としては、労働政策研究・研修機構「ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—」労働政策研究報告書 No.69、2006年があり、詳細な分析がなされている。横井正信「第2次シュレダー政権と『アジェンダ2010』(II)」福井大学教育地域科学部紀要第三部社会科学、第61号、2005年も参照。連邦憲法裁判所がハルツ第4法手当の基礎支給額等の見直しを命じた判決については、Aktenzeichen 1 BvL 1/09, 3/09 und 4/09. 齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」レファレンス2011年9月号、129頁以下も参照。
- (29) FAZ vom 27. November 2010; FAZ vom 11. Februar 2011.
- (30) FAZ vom 24. und 26. Februar 2011.
- (31) 保安・警備業に関しては、前述したように、第1次メルケル大連立政権末期にBDWSがキリスト教労組との間で締結した最低賃金に関する協約が労働協約委員会の労組側委員によって拒否された後、BDWSはVerdiとの間で再交渉を行った。その主たる理由は、労働者派遣業等と同様に、2011年5月から東欧のEU加盟諸国からの労働者の移動の自由が実施されることによって賃金ダンピングが起り、ドイツ国内の企業や労働者が苦境に立たされることに対する懸念であった。この再交渉の結果、2010年4月にはBDWSとVerdiは新たな最低賃金の導

入に関する協約を締結することに成功した。それによれば、2011年5月から6ユーロ35セントの最低賃金を導入し、その後2012年3月に7ユーロ、2013年3月に7ユーロ50セントへと引き上げていくことになっていた。

それについてBDWSとVerdiは政府に対してこの協約への一般的拘束性付与の申請を行ったが、2010年秋に開催された労働協約委員会では今度は経営者側委員が適用領域に関して修正を要求し、合意が得られなかった。このため、BDWSとVerdiは、2010年末から2011年はじめにかけてのハルツ第4法改革案をめぐる両院協議会での交渉の際に、主としてSPDに対して圧力をかけ、労働者派遣業等と並んで保安・警備業への最低賃金導入に関しても一括して政治的解決を図るよう強く働きかけた。

この働きかけが成功したことから、2011年2月に再度保安・警備業の労使間であらためて最低賃金に関する協約が締結され、5月にはこの協約に対して一般的拘束性宣言が行われた。FAZ vom 4. Mai 2010; FAZ vom 17. Januar 2011.

これに対して、継続職業教育業に関しては、第2次メルケル政権発足後も、事実上労組自身が経営している企業を中心とした職業教育連盟（BBB）とVerdi及び教育学術労組（GEW）の間で締結された協約には代表性がないという批判が経営者側から繰り返され、連邦労働省も2010年10月には一般的拘束性付与申請をいったん却下した。しかし、2011年2月の与野党合意を受けて、政府はこの業界に関しても協約に一般的拘束性を付与する方針に転換し、2012年4月には労働省が西部諸州において時給12ユーロ60セント、東部諸州において時給11ユーロ25セントという高い最低賃金を規定したBBB、Verdi、GEWの協約に一般的拘束性を与える政令案を公表した。しかし、この時点での労働省の推計でも、この協約に拘束される労働者は11,000人であるのに対して、業種全体の被雇用者は28,000人で、協約拘束率は50%に達していなかった。さらに、連邦職業教育研究所によれば、職業教育業の被雇用者総数は15万人に上り、BBB、Verdi、GEWの協約の拘束率は7%しかなかった。

このような状況にも拘わらず、2012年7月には政府は上記の協約に一般的拘束性を付与するという労働省の政令案を閣議決定し、8月に施行した。連立与党内では特にFDPがこの決定に対して強い不満を示した。同党教育政策スポークスマンであるマインハルトは「私はこれを専門的に誤っており、法的に攻撃可能であると考えており、関係諸団体がそれに対して訴訟を提起することを支持する」と批判した。このような強い批判にも拘わらず、FDP所属閣僚は政令案を審議した閣議では「机の下で拳を握りしめて」異議を唱えなかった。その理由は、FDPが2011年2月の両院協議会においてハルツ第4法手当受給者のための職業教育クーポンに関するSPDとの妥協と引き換えに継続職業教育業への最低賃金導入を受け入れたことにあった。FAZ vom 7. April 2012; FAZ vom 16. Mai 2012; FAZ vom 5. Juli 2012.

(32) FAZ vom 22., 24. und 25. Februar 2011.

(33) Deutscher Bundestag, Drucksache 17/5238, Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Arbeit und Soziales (11. Ausschuss); Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.18, Ausgegeben zu Bonn, 29. April 2011, S.642; Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.39, Ausgegeben zu Bonn, 29. Juli 2011, S.1506; FAZ vom 9. September 2011; FAZ vom 21. Dezember 2011. 齋藤前掲論文、2012年、43頁。

(34) 他方で、労働者派遣業への最低賃金導入の主要な論拠の一つであった東欧諸国の派遣労働者のドイツへの大規模流入は、移動の自由が施行された2011年5月以降も実際には起こっていなかった。連邦雇用エージェンシー（BA）の推計によれば、確かにポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、バルト諸国出身の労働者の雇用数は2011年5月から6月の間に33,000人増加した。ただし、この2か月間の外国人労働者のドイツへの流入数は約1万人と明確に減少した。従って、上記の33,000人のうち実際に国外から流入した労働者の数はわずかであり、大部分はそれまでにすでにドイツで生活していた東欧諸国出身者であり、失業者あるいは自営業者から被雇用者へと立場が変わった人々であると考えられた。これらのことから、BAは「移民の殺到は起こっていない」と結論づけ、「ドイツは多くの人々が考えているほど魅力的ではない」とした。

BAは、中期的には変化が起こる可能性があるとしたものの、この予想外の状況の理由として、例えば多くの

ポーランド人の場合には、経済状況がドイツほどよくないものの、言語の問題が少ないイギリスやアイルランドの方が好まれていることをあげた。これらの諸国はドイツよりも早くから市場を開放したことから、すでに外国人のネットワークが存在していることも一因であるとされた。さらに、中東欧諸国の一部では経済状況が良好で、国外流出への刺激が低下していることも指摘された。例えば、ポーランドの2011年第2四半期の経済成長率は前年同期と比べて4.3%であった。このような状況はその後大きく変わらず、2011年1月から9月までの（流入数から流出数を差し引いた）実質移民数も37,000人とどまった。BAの付属機関である労働市場職業調査研究所（IAB）が約9,000社を対象に行った調査でも、2011年5月以降中東欧8か国からの労働者を雇用した企業は3%だけであった。FAZ vom 9. September 2011; FAZ vom 14. Dezember 2012.

(35) Die Angst vor Gespenstern. Alle reden vom Mindestlohn, doch niemand will ihn vorgeschlagen haben. Der Wirtschaftsrat der CDU meint eine Gespensterdebatte auszumachen. Zum Beleg verweist er auf den Wortlaut des nämlichen Antrags. Von Günter Bannas, in: FAZ vom 1. November 2011.

(36) Ebd.

(37) Ebd.

(38) Ebd.; FAZ vom 31. Oktober 2011.

(39) FAZ vom 1. und 5. November 2011.

(40) FAZ vom 2. November 2011.

(41) FAZ vom 10. November 2011.

(42) FAZ vom 11. November 2011.

(43) FAZ vom 14. November 2011.

(44) FAZ vom 15. November 2011. このCDU党大会での決議の内容は以下の通りであった。「CDUは、労働協約によって確定された賃金が存在しない業種において、一般的で拘束的な賃金の下限を導入することが必要であると考えている。賃金の下限は協約パートナーの委員会によって確定され、一般的拘束性を宣言された協約に基づく賃金の下限を基準とするべきである。…われわれは、政治的最低賃金ではなく、協約パートナーによって決定され、それによって市場経済的に組織された賃金の下限を望んでいる。」24. Parteitag der CDU Deutschlands, Sonstige Beschlüsse, 13.-15.11.2011, Leipziger Messe, S.2. https://www.cdu.de/system/tdf/media/dokumente/111115-sonstige-beschluesse_0.pdf?file=1&type=field_collection_item&id=359 (2015年9月27日現在)

(45) FAZ vom 18. und 25. November 2011.

(46) Ebd.

(47) FAZ vom 16. und 18. November 2011.

(48) FAZ vom 8. Oktober 2011.

(49) FAZ vom 11. November 2011.

(50) FAZ vom 14. November 2011.

(51) FAZ vom 26. und 27. April 2012.

(52) Ebd.

(53) FAZ vom 5. Juni 2012.

(54) FAZ vom 26. April 2012.

(55) FAZ vom 27. April 2012. 2012年のザールラント州議会選挙については、Jürgen R. Winkler, Die saarländische Landtagswahl vom 25. März 2012: Von Jamaika zur Großen Koalition, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 3, 2012, S.507ff.

(56) FAZ vom 22. September 2012.

(57) FAZ vom 7. Januar 2013. 経済省はすでに2012年9月の月報において、同省専門家審議会のレスラー経済

- 相宛書簡という形で包括的な最低賃金に対する批判を展開していた。Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, Schlaglichter der Politik, Monatsbericht September 2012, S.8ff.
- (58) FAZ vom 22. Januar 2013; FAZ vom 19. Februar 2013. 2013年のニーダーザクセン州議会選挙については、Holger Meyer und Ferdinand Müller-Rommel, Die niedersächsische Landtagswahl vom 20. Januar 2013: Hauchdünne Mehrheit für neues rot-grünes Regierungsbündnis, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 2, 2013, S.247ff.
- (59) Bundesrat, Drucksache 136/13, Entwurf eines Gesetzes über die Festsetzung des Mindestlohns (Mindestlohngesetz – MinLohnG).
- (60) FAZ vom 2. März 2013.
- (61) FAZ vom 19. Februar 2013; FAZ vom 4. März 2013.
- (62) FAZ vom 11. März 2013.
- (63) FAZ vom 6. Mai 2013.
- (64) Ebd.; FAZ vom 7. Mai 2013. FDPの選挙綱領における労働市場政策に関する公約については、Freie Demokratische Partei Bundesgeschäftsstelle (Hrsg.), Bürgerprogramm 2013, Programm der Freien Demokratischen Partei zur Bundestagswahl 2013, beschlossen auf dem Bundesparteitag vom 4. bis 5. Mai 2013 in Nürnberg, S.30ff.
- (65) CDU-Bundesgeschäftsstelle (Hrsg.), Gemeinsam erfolgreich für Deutschland. Regierungsprogramm 2013-2017, S.5.
- (66) SPD, 緑の党、左翼党の選挙綱領における労働市場政策に関する公約については、SPD-Parteivorstand (Hrsg.), Das wir entscheidet. Das Regierungsprogramm 2013-2017, S.18ff.; Zeit für den grünen Wandel, Teilhaben. Einmischen. Zukunft schaffen, Bundestagswahlprogramm 2013 von Bündnis 90/Die Grünen, S. 94ff.; Wahlprogramm der Partei DIE LINKE zur Bundestagswahl 2013 beschlossen auf dem Bundestagswahlparteitag, Dresden, 14. bis 16. Juni 2013, S.9ff.
- (67) Richard Hilmer und Stefan Merz, Die Bundestagswahl 2013: Merkels Meisterstück, in: Parlamentsfragen, Heft 1, 2014, S.175ff. 2013年連邦議会選挙の包括的な分析としては、Karl-Rudolf Korte (Hrsg.), Die Bundestagswahl 2013, Analysen der Wahl, Parteien-, Kommunikations- und Regierungsforschung, Wiesbaden 2015参照。邦語文献としては、野田昌吾「2013年ドイツ連邦議会選挙」法学雑誌、第60巻、第3・4号、2014年、122頁以下。
- (68) FAZ vom 14., 17., 18., 19. und 31. Oktober 2013; FAZ vom 9. und 26. November 2013. 連立協定署名後にCDU連邦委員会(小党大会)において連立協定を承認するか否かの議論が行われた際にも、メルケルは「SPDは、時給8ユーロ50セントの最低賃金抜きでは連立協定を締結しないことを誤解のない形で明確にした」と述べて、この問題がSPDにとって重要であったことを代議員に対して説明した。FAZ vom 10. Dezember 2013.
- (69) Deutschlands Zukunft gestalten, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, Berlin den 14. Dezember 2013, S.50f.
- (70) Koalitionsvertrag, S.48. さらに、この連立協定では、労働政策面での重要な課題として、派遣労働に関して以下のような点も規定された。
- ・労働者派遣法を改正し、(2003年にシュレーダー政権によって廃止された労働者の最長派遣期間を再導入し)労働者派遣の最長期間を18か月間に制限することによって、労働者の派遣を一時的なものにする基準を厳密化する。ただし、派遣先業種の労働協約において、正社員の正当な利益を考慮した上で、それとは異なった協定を締結することを可能とする。
 - ・派遣労働者に対して、派遣開始から9か月後には正社員と同一賃金を支給する。
 - ・(職能別組合の力を抑制することによって) 結社・労働協約多元主義を秩序ある形にするために、労働者と経

営者の頂点団体の結束の下での企業ごとの多数派原理に基づく労働協約の単一性の原則を法的に確定する。
Koalitionsvertrag, S.49f.

- (71) FAZ vom 23. und 30. Dezember 2013.
- (72) FAZ vom 23. Dezember 2013; FAZ vom 28. Januar 2014.
- (73) FAZ vom 28. Dezember 2013; FAZ vom 9. Januar 2014.
- (74) FAZ vom 10. März 2014; FAZ vom 4. Juni 2014.
- (75) FAZ vom 9. Dezember 2013.
- (76) FAZ vom 4., 15. und 17. März 2014.
- (77) FAZ vom 20. März 2014.
- (78) Ebd.
- (79) FAZ vom 27. März 2014.
- (80) FAZ vom 28. März 2014.
- (81) FAZ vom 2. April 2014.
- (82) Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1558, Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Tarifautonomie (Tarifautonomiestärkungsgesetz).
- (83) FAZ vom 19. April 2014; FAZ vom 2. Juni 2014.
- (84) FAZ vom 10. und 12. Juni 2014.
- (85) Ebd.
- (86) FAZ vom 6. Juni 2014.
- (87) FAZ vom 10. Juni 2014.
- (88) FAZ vom 4. Juni 2014.
- (89) FAZ vom 14. Juni 2014.
- (90) Ebd.; FAZ vom 10. Juni 2014.
- (91) FAZ vom 28. Juni 2014; FAZ vom 1. Juli 2014.
- (92) Ebd.; FAZ vom 27. Juni 2014.
- (93) FAZ vom 28. Juni 2014.
- (94) Ebd.; FAZ vom 2. Juli 2014; Deutscher Bundestag, Drucksache 18/2010, Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Arbeit und Soziales (11.Ausschuss).
- (95) FAZ vom 3. Juli 2014.
- (96) FAZ vom 12. Juli 2014; Bundesgesetzblatt Teil I, Nr.39, Ausgegeben zu Bonn, 15. August 2014, S.1348. 協約自治強化法に関しては、法案段階であるが⁸、以下の邦語文献による解説と法案の抄訳がある。山本陽大「ドイツにおける新たな法定最低賃金制度」労働法律旬報、No.1822、2014年、36頁以下。
- (97) FAZ vom 26. Juni 2004.
- (98) FAZ vom 15. November 2011.